

JJAOT

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

日本作業療法士協会誌

2019

10

【協会諸規程】

- 学会に関する規程
- 日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程および内規
- 日本作業療法学会における緊急時対応の手引き

【協会活動資料】

- 作業療法教育課程における臨床実習共用試験に関する調査結果

『こどもの作業療法』パンフレットに掲載する
「こどものできた!」を募集します

重要なお知らせ

表紙ウラ、p.3～7に必ずお目通しください



一般社団法人

日本作業療法士協会

重要

2019年度に入会した皆さまへ

付帯情報登録のお願い

この度は当協会に入会いただき心より感謝申し上げます。

入会手続きが完了し協会員となった皆様に、次の段階の登録をお願いいたします。この点につきましては、すでに入会手続き完了時にメールもしくは書面にてご案内しております。

入会手続きの際に基本情報（協会からのご案内や連絡を行うための住所やメールアドレス等の情報）を登録いただきましたが、次の段階として**付帯情報の登録**をお願いいたします。

付帯情報は、作業療法士の勤務実態を集計し、国や他団体へ要望活動を行う際の根拠資料や、協会の活動方針を決める指針となる資料の作成に必須の情報となります。会員統計資料は毎年、本誌『日本作業療法士協会誌』（2017年度会員統計資料は本誌第79号（2018年10月発行）p.12～）に掲載しておりますので、協会ホームページ等で是非ご確認ください。

登録にあたっては、下記の手順をご確認ください。

【登録方法について】 ※登録内容に問題があると、エラー内容が表示されます。

①日本作業療法士協会ホームページ→会員向け情報→会員ポータルサイト

②会員ポータルサイトにログインし、「基本情報変更」をクリック

※パスワードが不明の場合、もしくは入力してもログインできない場合は、「パスワードを忘れた方はこちら」から仮パスワードを申請してください。

③基本情報変更→会員情報の閲覧・更新

④「個人情報」をクリックし、登録済みの情報の確認と、「必須」と書かれた項目で未入力部分をを入力し、一番下の「送信」をクリック

※現在作業療法士として勤務されておらず勤務施設の登録がない方は、⑥に進む

⑤「勤務先」をクリックし、登録済みの情報の確認と、「必須」と書かれた項目で未入力部分を入力し、一番下の「送信」をクリック

⑥会員情報の確認および登録は完了。

※作業療法士として勤務している方は、「勤務先」ページも登録が必ず必要です。

※登録方法にご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

会員情報の登録および確認は、入会完了より1ヵ月以内にお済ませください。

情報が登録されませんと、登録情報不備により統計情報委員会が実施する調査の対象となります。

一般社団法人日本作業療法士協会
事務局長 香山 明美
会員管理 霜田・費田
E-mail : kaiinkanri@jaot.or.jp

JJAOT

日本作業療法士協会誌

CONTENTS

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

目次 ● 2019年10月15日発行 第91号

- 8 **● 協会諸規程**
・学会に関する規程
・日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程および内規
・日本作業療法学会における緊急時対応の手引き
- 14 **● 協会活動資料**
・作業療法教育課程における臨床実習共用試験に関する調査結果
- 18 **● 第53回日本作業療法学会速報**

ピックアップ

- 3 事務局からのお知らせ
4 会員情報の閲覧・更新方法
5 『研修受講カード』お手元にありますか？
6 **重要** 作業療法士の職域や社会的地位の向上のために、正しい情報が必要です

- 2 協会各部署活動報告 (2019年8月期)
20 「就労支援 OT カンファレンス IN 大阪」開催報告
32 **寄稿** 国連の「女性の地位に関する委員会」に出席して

- 24 **連載** MTDLP実施・活用・推進のための情報ターミナル⑬
● 次の扉を開く！ 啓発・普及から定着・展開へ
26 総合事業5分間講読
● 職員として地域に関わってみて
28 障害のある人のスポーツへの多様な参加を支援するために④
● 委員の紹介
30 国際部 Information
● 『英語での学会発表・スライド・抄録作成 はじめて講座』が開催されました！
31 **窓** ~女性の協会活動参画促進のために~
● 生まれ変わっても作業療法士!!

- 13 学術誌『作業療法』紙媒体の配付希望受付について
19 『こどもの作業療法』パンフレットに掲載する「こどものできた!」を募集します
34 2019年度協会主催研修会案内
37 日本作業療法士連盟だより
38 求人広告
40 編集後記

協会各部署 活動報告

(2019年8月期)

学術部

【学術委員会】班長会議開催。事例報告登録制度（一般事例、MTDLP事例）の運営と管理。疾患別ガイドラインの編集。作業療法マニュアルの編集。組織的学術研究体制の検討。

【学術誌編集委員会】学術誌『作業療法』：査読管理および編集作業。学術誌『Asian Journal of OT』：査読管理および編集作業。

【学会運営委員会】第53回日本作業療法学会（福岡）：学会運営委員会会議、学会当日の流れと役割の確認、優秀演題表彰の選出の流れの確認、第54回日本作業療法学会（新潟）：学会テーマ決定、プログラムの検討

教育部

【本部】2020年度予算申請書の作成。

【養成教育委員会】臨床実習指導者講習会（石川会場）の運営、県士会からの臨床実習指導者講習会申請書類の確認業務、「作業療法教育ガイドライン」の細部の検討、MTDLPを活用した作業療法教育法研究会への講師協力、厚生労働省訪問、他。

【生涯教育委員会】専門作業療法士の論理的分野特定および新規分野特定について、システム開発会議の開催、SIGの実態調査結果の確認と今後の対応についての調整、現職者研修の実績調査とアンケートを士会に依頼、他。

【研修運営委員会】2019年度専門作業療法士取得および認定作業療法士取得研修会、重点課題研修等の開催および準備、e-Learningコンテンツ作成検討、他。

【教育関連審査委員会】WFOT認定等教育水準審査班：リハビリテーション評価機構との連携作業、JCORE書面調査（WFOT審査兼）の実施、実地調査の日程調整、専門作業療法士審査班：2019年度審査に向けた準備、認定作業療法士審査班：2019年度第2回審査会（10月26日）に向けた準備、臨床実習審査班：2019年度第2回審査会（10月19日）に向けた準備、資格試験班：教育関連審査（試験）のホームページ掲載、認定作業療法士取得選択研修の修了試験問題・専門作業療法士資格認定審査（試験）の試験問題の作成、他。

【作業療法学会書編集委員会】原稿執筆中、他。

制度対策部

【本部】担当理事で、①「精神障害にも対応する地域包括ケアシステムに寄与する作業療法のあり方検討委員会」第1回検討委員会開催に向けた調整、②リハ医療関連団体協議会報酬対策委員会への出席と要望作成、③チーム医療推進協議会への報酬改定要望提出、④日本認知症官民協議会認知症バリアフリーWGへの対応、⑤今後の組織体制の検討。

【医療保険対策委員会・介護保険対策委員会】①診療報酬・介護報酬情報のホームページ更新。②会員からの制度に関する問い合わせ対応。③医療保険・介護保険モニター調査準備。

【障害保健福祉対策委員会】①「生活介護事業における作業療法（士）の実践事例集」事例収集。②「自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業における作業療法士の関与実態調査」準備。③「学校を理解して支援ができる作業療法士の育成研修会（基礎編）」後方支援（8月17～18日、茨城）。④「就労支援フォーラム2019」企画、運営にかかる準備。⑤JDDnet多職種連携委員会への参画（8月21日）。

【福祉用具対策委員会】①「生活行為工夫情報モデル事業」：事例登録、事例活用に向けた準備。②「福祉用具相談支援システム運用事業」：相談対応等。③「IT機器レンタル事業」：レンタル受付手配。

広報部

【広報委員会】<ホームページ>2020年度委託業者選定検討、コンテンツ企画検討・校正作業。<パンフレット>制度対策部発行「通所リハビリテーションの生活行為向上リハビリテーションを活用しよう」広報媒体への記事等の掲載に関する規程に則り審査、特別支援・発達障害児パンフレット検討。<その他>2021年に向けた組織改編について、2020年重点課題項目について、2020年事業（予算）について検討。

【機関誌編集委員会】機関誌8月号発行、9月号校了。10月以降の掲載記事・進行等確認。

国際部

【国際委員会】国際部会議（部長委員会議8月17日）。2020年以降の国際部体制について検討。福岡学会における国際シンポジウム・国際部ブース展示の準備。「アジアの作業療法士会の交流会（仮）」の傍聴希望者の募集および各国代表者との連絡調整。第2回日本-台湾作業療法学会シンポジウムの広報活動。日台ビジネスミーティングの調整。台湾作業療法士協会による施設見学依頼への対応および施設の事前訪問。福岡学会韓国学生団体登録への対応。JANNET幹事交代対応。「英語での学会発表・スライド・抄録作成はじめて講座」への報告書作成。機関誌の「国際部INFORMATION」の企画・執筆。JICA海外協力隊募集への対応。APOTC誘致委員会との情報共有・意見交換。

【WFOT委員会】2020WFOT代表者会議（3月、香港）に向けた議案調整への対応。APOTC執行部会議（Skype）への出席：APOTC2020（11月、フィリピン）準備進捗状況の確認。APOTRG広報ツールの再確認。APOTC2024大会誘致要綱のまとめ。

災害対策室

大規模災害を想定したシミュレーション訓練（9月25日）実施

に向けた準備。国際医療技術財団（JIMTEF）への活動協力。大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）活動への協力。災害支援ボランティア登録の随時受付。

47都道府県委員会

各ワーキンググループにて委員会に向けた検討、関連部署との調整。

認知症の人の生活支援推進委員会

認知症作業療法推進委員からの問い合わせ対応。手引きおよびアセスメントの改訂作業。認知症OT推進員会議（11月9～10日）開催に向けての準備。

地域包括ケアシステム推進委員会

各士会で予定されている研修会への講師派遣対応。「2019年度地域ケア会議および介護予防・日常生活支援総合事業に関する人材育成研修会」の開催（8月3～4日）。委員によるエリアごとの士会支援、連絡調整。

運動と作業療法委員会

士会協力者への個別問合せ対応と情報配信。「作業療法士のための運動と移動手段に関する実践要綱」（仮）の準備。2019年度協力者会議開始に向けた準備。重点課題研修の準備協力。運動支援に関する実態調査に向けた準備。担当理事との打ち合わせ会議（8月17日）。

アジア太平洋作業療法学会誘致委員会

誘致に伴う運営委託業者の選定準備（仕様書）。国際部・学会運営委員会・協会財務との情報共有・意見交換。8月の理事会で仕様書の承認を得る。

障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会

都道府県士会を対象としたウェブアンケート調査の分析。協会会員を対象としたウェブアンケート調査の実施・回収。全国障害者スポーツ大会を開催した士会へのヒアリング。東京2020パラリンピックカウントダウンセレモニーへの出席および報告（8月25日）。機関誌の企画・執筆。

白書委員会

第1回会議を開催し、基本方針、アンケート方法、編集作業、スケジュール等の確認。

事務局

【財務・会計】2019年度会費収納。会費未納者への督促状（第1回）発送。第1四半期収支状況の理事会報告。2020年度収入予測・予算配分案、今後の資金計画について理事会に審議上程。2020年度予算案作成に向けた予算申請書の見直し。

【会員管理】会員の入退会、異動等に関する処理・管理。新入会希望者への振込用紙発送。海外会員への発送。刊行物の戻り処理。パスワード再発行に関する対応。研修受講カードの有料再発行に関する対応。士会員情報と協会員情報のデータ照合作業。新システム移行後のデータ集積方法について理事会に審議上程。

【総務】三役会・理事会の資料作成・開催補助・議事録作成。会長のスケジュール調整・管理、依頼案件への対応。新コンピュータシステム2次開発にかかる業者との打ち合わせ・契約交渉、その結果を理事会に審議上程。事務局職員の副業・兼業について理事会に審議上程。協会組織・役職等の名称の英文表記を改定・更新し理事会に報告。今後の事務局体制についての検討。新サーバへの移行作業。2019年度介護ロボットの新ニーズ・シーズ連携協議会全国設置・運営業務事業の事務局業務。

【企画調整委員会】2020年度重点活動項目（原案）について理事会に審議上程し更なる意見募集。白書委員会への出席。

【規約委員会】定款変更案について理事会に審議上程。学会に関する規程（改定案）、日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程（新規）、日本作業療法学会における緊急時対応の手引き（新規）の最終確認作業。役員選任手続きに関する検討。

【統計情報委員会】会員データの整理。

【福利厚生委員会】第53回学会における「女性会員の広場」ブース出展の準備。待遇調査報告の機関誌原稿の検討・作成。代議員選挙に向けて女性立候補者の擁立を促進するための検討。

【選挙管理委員会】代議員選挙にかかる会員の所属都道府県、各選挙区の定数を8月1日付で確定。それを基に選挙公示を作成し、ホームページ・機関誌への掲載準備。選挙関係の印刷・発送業者との打合せ。役員選任手続きに関する検討。

【倫理委員会】会員・非会員から寄せられた倫理問題事案への対応。倫理問題事案の当事者に対し報告書提出の要請。

【研究倫理審査委員会】会員に対する研究倫理審査体制の整備について理事会に審議上程。

【生活行為向上マネジメント士会連携支援室】機関誌に掲載するMTDLP関連情報の検討・原稿作成。「事例で学ぶ生活行為向上マネジメント」改訂に向けた準備作業。MTDLP全国推進会議の開催。

【国内外関係団体との連絡調整】日本作業療法士連盟、厚生労働省、法務省、リハビリテーション専門職団体協議会（リハ3団体）、全国リハビリテーション医療関連団体協議会・報酬対策委員会、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）、チーム医療推進協議会等々との連絡調整・会議参加・事務局運営など（継続）。

事務局からのお知らせ

◎休会に関するご案内

現在は2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）の休会を受付中です。2020年度の休会を申請する方は下記をご確認のうえ、申請用紙を事務局までご請求ください。

- 【申請条件】2019年度の会費を完納している、これまでの休会取得回数が4回以下である
- 【必要書類】協会所定の休会届と休会理由証明書類（休会理由の根拠となる第三者による証明書）
- 【提出期限】2020年1月31日（必着）までに協会へ郵送

◎退会に関するご案内

2019年度をもって任意退会を希望される方は下記をご確認のうえ、申請用紙を事務局までご請求ください。

- 【申請条件】2019年度の会費を完納している
- 【必要書類】協会所定の退会届
- 【提出期限】2020年3月31日（必着）までに協会へ郵送

◎WFOT（世界作業療法士連盟）個人会員の入会・退会について

WFOT（世界作業療法士連盟）個人会員の入会・退会手続きは、協会が代行しています。

WFOTの事業年度が1月1日開始であり、それに間に合うよう手続きを行う必要があるため、入会・退会を希望される場合は11月30日までに協会事務局までご連絡をお願いいたします。

◎ご自身の登録情報が最新かどうかをご確認ください！

協会に登録している勤務施設は現在の職場でしょうか。協会より会員所属施設宛に郵送物等をお送りすると、既に退職済みとのことで返送されてくる場合があります。また、発送先を自宅宛とご指定いただいている場合、勤務施設に関する情報が更新されず、古い勤務施設の登録が残ったままになっている場合があります。協会にご登録いただいている施設にその会員が所属しているものと判断しますので、ご自身の登録している勤務施設情報が最新であるかどうかを確認し、もし古い情報のままでしたら修正・更新をお願いいたします。

【登録情報の確認方法】

協会ホームページより、会員ポータルサイトにログインし「基本情報変更」で登録情報の確認・修正が可能です。

※パスワードをお持ちでない方、忘失された方はパスワードを再発行することができます（協会ホームページ>会員ポータルサイト>パスワードを忘れた方はこちら）。

◎2019年度会費をまだご納入いただけていない皆様へハガキをお送りしました

9月末までに2019年度会費をご納入いただけなかった方へ協会事務局より「会費納入のお願い」ハガキをお送りしています。このまま年度末（2020年3月末）までに年会費のお支払がありませんと会員資格を喪失し、現在の会員番号は使用できなくなり、なおかつ協会在籍履歴、生涯教育受講履歴もすべて抹消されます。また協会に再入会を希望される際は複雑な手続きが必要になりますので、そうならないためにも、早めに会費の納入をお願いいたします。

なお、金額が不明な方は協会事務局（kaihi@jaot.or.jp）までお問い合わせください。

会員情報の閲覧・更新方法

ログイン画面の入り口



・日本作業療法士協会ホームページ>上部「会員ポータルサイト」
もしくは、

・日本作業療法士協会ホームページ>上部「会員向け情報」
>「会員ポータルサイト」

上記の手順でログイン画面にアクセスできます

ログイン画面



←会員番号とパスワードを入力し、「ログイン」をクリック

パスワードが不明の場合は・・・→



「パスワード再発行」画面から申請できます。申請には2018年度電子会員証もしくは研修受講カードが必要です。

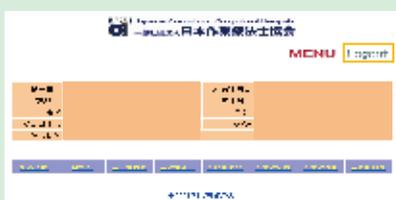
会員ポータルサイト マイページ→基本情報変更



←「個人情報」
「勤務情報」→

各ページを開き、登録されている情報に不備がないか（赤くなっている項目）、最新の情報が登録されているか確認し、更新します。

※ページを移動するときは必ず「送信」をクリックしてください。



会員ポータルサイト
マイページに
戻ります



作成：2018年4月
※一部改修により画面に変更が生じている場合がございます。

『研修受講カード』お手元にありますか？

事務局・教育部

皆様のお手元に『研修受講カード』はありますか？

2017年度(2018年3月末日)までに入会した方には、2018年度の会費納入状況にかかわらず2018年4月より順次発送し、2018年度から入会した方には、入会手続き終了後に送付しております。

事務局への問い合わせメールを見ると会員証と混同されている方が多くいらっしゃるようです。『研修受講カード』は、これまで毎年発行していた会員証とは違い、1度きりの発行です。当協会会員である期間はずっと持っていただくカードです。

紛失等による再発行は可能ですが、再発行は有料となります。紛失しないよう大切に保管し管理をお願いします。

定款施行規則 改定 (一部抜粋)

(電子会員証)

第7条 会長は、入会を承認した正会員及び以後毎年度会費を納入した正会員に対して別図第2の電子会員証を交付し、会員ポータルサイト上に掲載するとともに印刷可能な状態に置く。

(研修受講カード)

第8条 会長は、入会を承認した正会員に対し、原則として1回のみ別図第3の研修受講カードを交付する。



別図第2 (電子会員証)



(表)



(裏)

別図第3 (研修受講カード)

●研修受講カードとは？

- ①研修会へ持参し、受付に提示することでバーコード読み込みが行われ、参加受付ができます(順次、対象研修会拡大予定)。将来的には、研修受講カードを研修会時に読み取ることで生涯教育制度のポイント登録が自動的に行えるようになります(2020年度導入予定)。
- ②会員ポータルサイト ログインパスワードの発行に使用します。これまで、パスワードの発行は郵送受付のみで、お手元に届くまで時間がかかりましたが、研修受講カードに印字されている番号で本人確認を行い、仮パスワードが即時発行されます。

●会員証との違いについて

2018年度より、会員証は電子化されました。電子会員証は当協会にて当該年度の会費納入確認後に会員ポータルサイト内で表示・印刷ができます。

当該年度の会費を納めたことを証明するのが会員証であり、会員証には、年度の記載と有効期限が表示されています。また改姓のお届けがあった場合は、手続き終了後に改姓後のお名前に変更されます(ポータルサイトでの変更の場合は、翌稼働日に反映されます)。

2019年4月1日以降は、事務局で2019年度会費の納入を確認できた後に、表示・印刷が可能となります(2019年3月31日までに事務局で会費の納入を確認できた方には、2019年4月1日より2019年度の会員証が表示されます)。

電子会員証には研修受講カードと同じバーコードも表示されていますので、研修受講カードの代わりとしても使用可能です。ただし、会費の納入方法によって、入金確認作業に数日から2週間程度の日数がかかりますのでご注意ください。

●研修受講カードの再発行方法

申請書と再発行手数料1,500円が必要です。

協会ホームページの教育部生涯教育委員会ページに再発行の手続き方法を掲載していますので、そちらをご覧ください。協会事務局までお問い合わせください。

当協会は会員番号で皆さまの情報を管理しているため、婚姻等による改姓の場合でも、発行時のカードをそのままご利用することをお願いしております。改姓による再発行を希望される場合も、再発行手数料がかかりますのでご注意ください。

重要

作業療法士の職域や社会的地位の向上のために、正しい情報が必要です

正しい情報の更新と確認がされていないと…

- その
1 年次統計資料・アンケート調査の信憑性と価値が低下してしまいます。
- その
2 国や他団体への要望を行う際の根拠を示すことができなくなります。
- その
3 宛先が不明となり、作業療法に関する協会からの情報を、お届けできなくなります。

会員情報が常に最新の状態であるために、
登録情報の更新が必須です。

日本作業療法士協会が集積・管理・活用している 情報と、その更新と確認について

会員情報

会員の方によって常時更新される情報

基本情報

更新

自宅住所・勤務施設

(自宅住所や勤務施設は、協会から送られてくる郵送物の宛名などをご確認ください。)

固定情報

生年月日・OT免許番号・免許取得年・出身校

付帯情報

更新

勤務施設での業務内容

- ・集積した情報を統計情報として集計し、作業療法士の配置状況等について会員統計資料(年次資料)として公開したり、国や他団体への要望を行う際の根拠資料として提示するなどの利用を行っている。
- ・常に統計情報として集計ができるため、月別や必要時の情報として統計資料を作成することも可能。

その他の情報

定期的に事務局で更新

年会費納入状況、会員履歴(役員履歴など)

施設・養成校情報

施設情報責任者によって常時更新される情報

- ・会員情報において、その施設を勤務施設として登録している会員の中から1名施設情報責任者を選任し、施設情報責任者がその施設の情報について閲覧・修正登録を行う。
- ・施設情報責任者が登録した情報は、会員所属施設名簿に表示され、会員が検索することができる。
- ・集積情報は、会員情報の[付帯情報]に表示され、その施設で取得している診療報酬等の中から会員が業務として関わっている項目を選択する方式となる(2019年度予定)。

アンケート調査回答による情報

対象者が回答した情報

- ・対象となる会員もしくは会員所属施設へ、制度に関する調査などをWEBや書面で実施している。
- ・付帯情報で登録された情報を基にアンケート調査先を選定している。

「学会に関する規程」の改定案、「日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程」および「日本作業療法学会における緊急時対応の手引き」の新規制定が2019年度第3回定例理事会(2019年6月15日)で承認されました。その後微修正と調整を行い、最終確定したのが8月29日であったため、この時期の掲載となりました。

赤字=改定箇所

一般社団法人 日本作業療法士協会

学会に関する規程

2014年6月28日

2019年6月15日

(趣 旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会(以下、**本会**)が主催する日本作業療法学会(以下、**学会**)に関して必要な事項を定める。

(開 催)

第2条 本会は定款第4条第1号に定める作業療法の学術の発展に関する事業として、作業療法に関する研究成果を発表し、検討・論議するための学会を、年に1回開催する。

2 開催地は、会場の規模等を考慮して決定する。

(運 営)

第3条 学会に関する業務は**学術部学会運営委員会**が行う。

2 学会運営委員会は次の業務を行う。

- (1) 学会長の推薦に関する業務
- (2) 会場の選定に関する業務
- (3) プログラム作成に関する業務
- (4) 演題審査・採択に関する業務
- (5) **表彰に関する業務**
- (6) 運営に関する業務
- (7) 会計に関する業務
- (8) 開催の中期・長期計画に関する業務
- (9) 記録に関する業務
- (10) その他、学会に関する必要な業務

3 業務の細則については「**学会運営の手引き**」「**日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程**」の定めるところによる。

4 学会に関する業務は**外部の業者**に委託することができる。

(学会長)

第4条 学会には学会長1名を置く。

2 学会長は学会運営委員会の推薦に基づき理事会が選任する。

3 学会長の任期は選任されたときから担当する学会を終結するときまでとする。

4 学会長は学会運営委員会と協力し学会テーマと学会プログラムの作成及び演題採択等を行う。

5 学会長は副学会長を1名選任することができる。

(副学会長)

第5条 副学会長は学会長を補佐し、学会長が何らかの事由によりその任を果たすことができないときには学会長に代わってその任を果たすものとする。

(参 加)

第6条 **日本国の作業療法士免許を有する者**については、次の各号のいずれかに該当する者のみに**学会の参加資格を認める**。

- (1) **学会開催年度の会費を納めた本会の正会員**
- (2) **本会の名誉会員**

2 **日本国の作業療法士免許を有する者以外**については、**学会の参加資格に条件を設けない**。

3 参加費は「**学会運営の手引き**」の定めるところによる。

(研究成果の発表)

第7条 第6条に定める学会に参加することができる正会員、賛助会員、名誉会員、外国の作業療法士、作業療法士以外の職種は演題発表の応募ができる。

- 2 発表演題は審査を経て採択される。
- 3 作業療法士免許を有さない学生は、演題を発表することができない。

(会計)

第8条 学会に関する業務を外部の業者に委託する場合には、当該業者との間で全体予算管理及び決算書類の監査を含む業務委託契約を締結することができる。

- 2 学会運営委員会と法人財務は、定期的に、また必要に応じて随時、当該業者から予算執行及び決算の状況について報告を受け、必要な対応・介入を行うことができるものとする。

(災害等緊急時対応)

第9条 災害等の緊急時対応については「学会における緊急時対応の手引き」の定めるところによる。

(規程の整備・改定)

第10条 本規程の整備・改定は学会運営委員会が起案し、理事会の議決を経て行う。

- 2 学会運営委員会は本規程が改定されるたびにその内容を会員に周知する。

(規程の変更)

第11条 本規程は理事会の議決がなければ変更することができない。

附 則

1. この規程は2014年6月28日から施行する。
2. この規程は2019年6月15日から一部改定により施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会

日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程

2019年6月15日

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会という。）定款第4条第1号の事業の一環として行う日本作業療法学会の優秀演題賞の表彰（以下、優秀演題賞という。）に関し必要な事項を定める。

(優秀演題賞の表彰の目的)

第2条 優秀演題賞は、本会会員の学術研究に対する関心と意欲を高め、研究活動を促進・活性化し、学会発表を奨励することを目的とする。

(優秀演題賞の種類と数)

第3条 優秀演題賞の種類と数は、次の各号のとおりとする。

(1) 最優秀演題賞

作業療法学の研究活動並びに臨床の発展に寄与する著しく優秀な演題に対する賞であり、若干数を表彰する。

(2) 優秀演題賞

作業療法学の研究活動並びに臨床の発展に寄与する優秀な演題に対する賞であり、若干数を表彰する。

(選考対象演題の範囲と種目)

第4条 演題表彰の選考対象となる演題の範囲と種目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該年度において登録され、採択が決定した演題であること。
- (2) 演題登録時における口述発表、ポスター発表の種別は問わない。

(選考基準)

第5条 優秀演題賞の選考基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 最優秀演題賞

- イ 第4条第1号に定める選考対象演題のうち最も優秀な演題であること。
- ロ 筆頭演者及び作業療法士である共同演者のすべてが、推薦年度において本会の正会員であること。
- ハ 筆頭演者及び作業療法士である共同演者のすべてが、本会の定める会員の処分の種類に関する規程に基づく処分を受けていないこと。

(2) 優秀演題賞

- イ 第4条第2号に定める選考対象演題のうち優秀な演題であること。
- ロ 筆頭演者及び作業療法士である共同演者のすべてが、推薦年度において本会の正会員であること。
- ハ 筆頭演者及び作業療法士である共同演者のすべてが、本会の定める会員の処分の種類に関する規程に基づく処分を受けていないこと。

(選考、推薦及び決定の手続き)

第6条 優秀演題賞の選考、推薦及び決定の手続きは、次の各号のとおりとする。

- (1) 優秀演題賞候補演題を選考するために、学会運営委員会は一次審査に基づく一次選考会議を開催する。但し、選考対象演題の発表者等特別の利害を有する委員は該当演題の審査に

関与しないことを原則とする。

- (2) 選考手順は、別に定める内規による。
- (3) 学会運営委員会は、前号の一次選考会議の結果に基づき、別記様式に準じて優秀演題表彰候補演題の推薦書を作成し、理事会に上申する。
- (4) 理事会は、学会運営委員会からの推薦を受けて優秀演題賞候補演題について審議し、優秀演題賞候補演題を決定する。
- (5) 学会運営委員会は、学会当日に行われる優秀演題賞候補演題によるスペシャルセッションにおいて、二次審査を行い、その後二次選考会議を開催して優秀演題賞を決定する。

(通知と公表)

第7条 会長は、優秀演題賞の決定後、すみやかに筆頭演者に通知するとともに、その優秀演題賞の演題名、全発表者名、表彰理由等を、学術誌『作業療法』、機関誌『日本作業療法士協会誌』、本会ホームページで公表する。

(表彰式の開催)

第8条 表彰式は、同年の日本作業療法学会の閉会式において開催する。

(表彰の方法)

- 第9条 表彰は、会長が表彰演題の筆頭発表者に表彰状を授与して行う。
- 2 表彰演題が共同の場合、前項の表彰状には発表者全員の氏名を記載して表彰する。
 - 3 第1項の表彰状には副賞を添えることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

付 則

1. この規程は、2019年6月15日より施行する。

別記様式

優秀演題賞候補推薦書

<p>下記の論文を一般社団法人日本作業療法士学会優秀演題賞の表彰に関する規程に基づき表彰候補に該当する演題と認め推薦いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人日本作業療法士協会 会 長 _____ 殿</p> <p style="text-align: right;">学会運営委員会 委 員 長 _____ 印</p>	<p>表彰候補演題 発表学会 : 第 回日本作業療法学会 表 題 :</p>	<p>筆頭演者: _____ () 備考() 共同演者: _____ () 備考()</p>	<p>推薦理由</p>
--	--	---	-------------

日本作業療法学会優秀演題賞の表彰に関する規程 内規

1. 学会運営委員会による優秀演題賞表彰演題の選考手順
 - (1) 学会運営委員会委員の中から優秀演題賞審査委員を選出する。
 - (2) 当該年度の日本作業療法学会に登録され各専門分野の演題査読委員による審査によって採択された演題のうち、その得点が上位30程度の演題を選出する。
 - (3) 優秀演題賞審査委員は、上記の上位30演題程度の抄録を熟読し、優秀演題賞一次審査表を用いて、一次審査を行う。
 - (4) 優秀演題賞審査委員による一次選考会議を開催し、スペシャルセッションを構成する優秀演題賞候補演題を選出する。それらに優れている点についてのコメントを記載した上で委員長に提出し、学会運営委員会で審議する。協会長の承認を得た上で決定し、その後理事会に上申する。
 - (5) 優秀演題賞審査委員は、学会当日のスペシャルセッションにおいて優秀演題賞二次審査表を用いて二次審査を行い、スペシャルセッション終了後に、二次選考会議を開催した上で、最優秀演題賞、優秀演題賞を選出する。その後、学会運営委員会と協会長の最終承認を得た上で、最終的に決定する。

日本作業療法学会における緊急時対応の手引き

1. (目的)

この手引きは、緊急事態¹⁾により日本作業療法学会の開催を中止する場合等の決定や対応を定めることを目的とする。日本作業療法士協会（以下、協会）は緊急事態の規模や周辺状況を判断し、第一に参加者の身の安全確保に務める。中止の際の周知方法については緊急事態の状況により可能な限りの対応とし、協会および運営事務局（運営委託業者）が責任をもって進める。

- 1) 本手引きで定める緊急事態とは、大規模災害（自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、テロ、感染症等の不測の事態を指す。

2. (中止の決定)

学会の中止は、学会運営委員会が協議し、協会長が決定する。

また、中止とした学会は延期して開催しない。

3. (中止決定の周知)

中止については、以下の方法で周知を行う。

- 1) 開催の2日以前に学会の中止を決定した場合
 - (1) 日本作業療法士協会ホームページに掲載
 - (2) 会員ポータルサイトに掲載
 - (3) メールアドレス登録者については、メールでの配信
 - 2) 開催前日または会期中に学会の中止を決定した場合
 - 上項3.1) (1) ~ (3)
 - (4) 開催会場における中止の案内
- また、運営事務局において、問い合わせ電話およびメールでの対応を行う。

4. (参加費等について)

- 1) 開催されなかった場合（全プログラムが中止の場合）
 - (1) すでに参加費を支払っている者について

は、本人からの申し出があった場合に限り、運営事務局より返金を行う（振込手数料協会負担）。個人ではなく、大学・官庁・企業等の所属機関からの入金による場合においても同様に、申し出があった場合に限り返金を行うが、その執行にあたっては、事前にそれら機関の事務担当者との取扱いを確認する。

- (2) 参加者の旅費交通費・宿泊費およびそのキャンセルなどに係る費用については、協会は負担しない。
 - (3) 講師への謝金・旅費交通費の支払いは行わない。しかし、すでに経費（旅費交通費、通信運搬費等）が発生している場合に限り、必要な費用を講師へ支払う。
- 2) 会期中に中止となった場合（プログラム進行中に中止が決定した場合）
 - (1) 参加費は返金しない。
 - (2) 参加者の旅費交通費・宿泊費およびそのキャンセルなどに係る費用については、協会は負担しない。
 - (3) 協会はすでに行われている講演等の講師への謝金・旅費交通費を支払う。また、協会は、その他、すでに経費（旅費交通費、通信運搬費等）が発生している場合は、必要な費用を講師へ支払う。

5. (学会開催地以外で緊急事態が発生した場合)

- 1) 学会運営委員会は事態の情報収集を行い、当該地の状況を確認し、協会長と対応について協議する。
- 2) 学会運営委員会は必要に応じ、プログラムや講師の変更等を行う。
- 3) やむを得ず参加が不可能となった者ですでに参加費を支払っている場合は、本人からの申し出があり、学会運営委員会が確認し理事会が認める場合に限り、運営事務局より返金を行う（振込手数料協会負担）*。
- 4) 旅費交通費・宿泊費およびそのキャンセルな

どに係る費用については、協会は負担しない。

- 5) 行われなかった講演等の講師への謝金・旅費交通費の支払いは行わない。しかし、すでに経費（旅費交通費、通信運搬費等）が発生している場合に限り、必要な費用を講師へ支払う。

また、運営事務局問い合わせ電話およびメールでの対応を行う。

- ※ 交通機関の遅延、欠航、臨時着陸等の場合あるいは罹災により居住地が損壊した場合には、交通の遅延証明書、欠航証明書、臨時着陸証明書、罹災証明書等とともに、申請書を提出する。その他の事由による不参加の場合には必要書類とともに申請書を提出する。

上記の手続きを基本とするが、被災の状況も考慮しながら柔軟な対応を行う。

6. (未発表演題の取扱い)

- 1) 緊急事態により参加が不可能となった発表者

の演題は未発表の扱いとし、学会抄録データベースから削除する。プログラム集印刷後に取消し（未発表扱い）となった場合も、引用および業績としての扱いはできないものとする。発表予定だった研究内容は他学会へ応募できることとし、次年度大会で発表を希望する者については、抄録内容に変更がない場合に限り、査読を行わずに採択とする。

- 2) 上項 6. 1) についての案内は、協会および当該作業療法学会ホームページに掲載するとともに、状況に応じ該当者へメールあるいは郵送にて行う。

附則

1. この手引きは、第 53 回日本作業療法学会から適用する。

学術誌『作業療法』第 39 巻

第 1 号～第 6 号（2020 年 2 月～12 月の偶数月発行）

紙媒体の配付希望受付について

2020 年発行の学術誌『作業療法』第 39 巻の紙媒体の配付希望申込みを受け付けます。今巻同様、第 39 巻も電子媒体による発行とともに、希望される会員には紙媒体での送付を無料で行います。

紙媒体配付希望会員は、下記 URL より入り、必要事項を記入のうえ、Web でお申込みください。

<https://forms.gle/pm8NU3q5stZyTRSs7>

受付期間は、2019 年 8 月 1 日（木）～2019 年 10 月 31 日（木）となります。

※ 現在、紙媒体での配付を受けている会員の皆様も、第 39 巻を希望する場合には、あらためてこの申込みの手続きが必要となります。自動継続とはなりませんのでご注意ください。

※ 申込みをされますと自動返信メールが配信されますので、そのメールは大切に保管しておいてください。



作業療法教育課程における臨床実習共用試験に関する調査結果

養成教育委員会 教育システム検討班

2019年3月末に全養成校を対象に学内OSCE (Objective Structured Clinical Examination; 客観的臨床能力試験) および学内CBT (Computer Based Testing) の実施に関する調査を実施した。その結果について以下に掲載する。調査にご協力いただき感謝申し上げます。

1. 回答率

調査はWEBアンケート方式とした。メールアドレスを把握している177校に依頼を送付し107校から回答があった(回答率60.5%)。

2. 学内OSCEについて

1) OSCEの実施状況

回答を得た107校のうち、64%に相当する69校はすでにOSCEを学内に実施しているという回答だった。OSCE未実施校についても68%は導入予定であり、「予定なし」と回答した養成校はなかった。現在の未実施理由として最も多かったのは「OSCE以外に授業で実技試験を課しているため」という回答で、次が「OSCE以外の実技課題を課しているため」だったことから養成校の大部分で学外実習に際し、何らかの実技試験を実施していると言える。一方で、少数の意見で、「OSCEの運営方法がわからないため」「OSCEの評定者を確保できないため」「実施する時間を確保できないため」といった運営上の問題を抱えている養成校もあることが示された(表1)。

表1 OSCE未実施理由(未実施校38校中)

OSCE未実施理由	回答数
OSCE以外に授業で実技試験を課しているため	33
OSCE以外の実技課題を課しているため	18
OSCEの運営方法がわからないため	3
OSCEの評定者を確保できないため	7
実施する時間を確保できないため	5
その他	11

2) OSCEの実施時期

「3年次実習前」「2年次実習前」「4年次実習前」の回答数が多く、OSCEを実施していると回答した69校のうち約8割は3年次の実習前にOSCEを実施しているという回答結果だった。また、10校前後は、2年次以降の実習において、実習後にもOSCEを実施している養成校があった(表2)。

3) OSCE実施課題

1年次は「挨拶・自己紹介」「対象者との会話」といった態度面に関する課題が大部分であり、その他に「血圧測定」や「ROM」を課している養成校があった。2～4年次におけるOSCE課題は多岐にわたる内容だった。1年次と共通して「挨拶・自己紹介」「対象者との会話」という態度に関する課題に加え、技術・技能に関する課題として「ROM」「MMT」「Br-Stage検査」「血圧測定」「移乗介助」などの回答が多かった(表3)。

表2 OSCEの実施時期(実施69校中)

OSCE実施時期	回答数
1年次 実習前	12
1年次 実習後	3
2年次 実習前	33
2年次 実習後	9
3年次 実習前	55
3年次 実習後	13
4年次 実習前	22
4年次 実習後	8

表3 OSCE 課題

OSCE 実施時期	1年次 (12校)	2年次 (37校)	3年次 (59校)	4年次 (17校)
挨拶・自己紹介	11	34	57	14
対象者との会話	12	31	52	13
ニーズの聞き取り		14	37	9
移乗介助		20	45	8
血圧測定	4	15	34	8
ROM 計測		27	44	11
筋緊張検査		9	20	6
協調性検査		5	15	3
視野検査		2	8	1
Br-Stage 検査		18	44	9
触覚検査		14	39	8
深部感覚検査		13	37	8
腱反射		12	29	8
立位バランス検査		6	15	5
座位バランス検査		7	14	5
MMT		22	43	10
HDS-R		5	13	1
MMSE			14	2
高次脳機能検査			16	3
動作分析		5	10	3
作業遂行分析			10	4
評価結果を基にしたリーズニング			9	3
プログラムの提案			8	5
リスク管理		14	29	6
プログラムの実施				4

4) OSCE 患者役の担当

OSCE 患者役については全学年で「教員」が最も多く、次いで「学生」「模擬患者」となっている。また、少数だが、当事者に依頼しているという回答もあった (図1)。

5) OSCE 評定者の担当

評定者では全学年で「作業療法学科教員」が最も多く、「臨床実習先の作業療法士」「卒業生」「他学科教員」は少数だった (図2)。

6) 学外実習に出るための基準としての活用

OSCE の活用について、回答を得た養成校の23% は学外実習に出るための基準としているという

回答だった。

67% は基準としていないという回答だったが、OSCE 後にフォローアップを行っているという回答がほとんどであり、OSCE が実習準備の重要な取り組みの1つとなっていることを示していた。

7) OSCE を実習相当科目に含めるか

カリキュラムにおける OSCE の位置付けとして、臨床実習に相当する科目に含んでいる養成校は26%で、65% は別の科目としているという回答だった。

実習に相当する科目に含んでいる養成校では OSCE の成績を実習成績の10～30%に含むという回答もあったが、成績には含まない、もしくは未回答の養成校もあった。

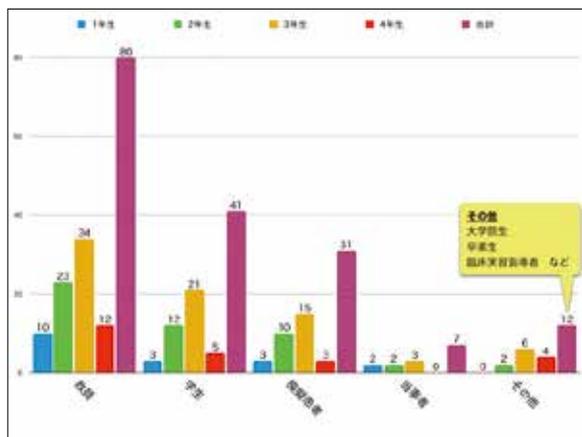


図1 OSCE 患者役の担当

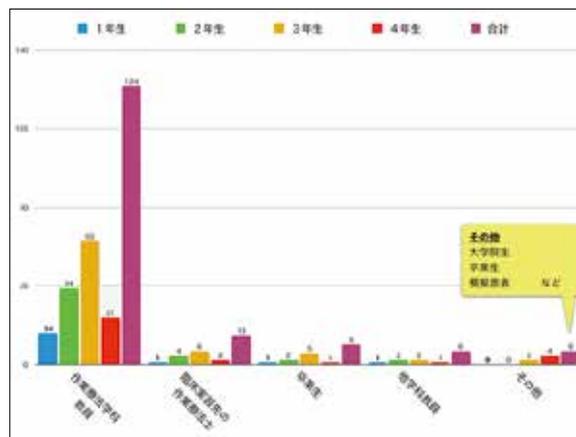


図2 OSCE 評定者

8) 各養成校の OSCE 内容の提供について

各養成校における OSCE の内容について情報の提供は可能が 41%、一部可能が 36% と、77% の養成校から何らかのかたちでの提供が可能との回答を得た。

9) その他

調査では他に「動作分析」「作業遂行分析」「高次脳機能検査」「プログラムの実施」をしている養成校には具体的にその内容も回答を得た。動作分析では、起居、移乗、立ち上がりなどの基本動作や更衣動作や食事動作などの ADL 動作の分析が挙げられた。作業遂行分析では、トイレ、食事、更衣などの ADL に加えて陶芸やちぎり絵、飾り作りなどの創作活動も挙げられた。高次脳機能検査は半側空間無視や注意機能の机上検査が挙げられた。

プログラムの実施では、関節可動域訓練や基本動作訓練などの基礎的練習と、食事動作、更衣動作などの応用動作練習の実施が挙げられた。

3. 学内 CBT について

※実習関連の知識を問う試験の実施状況

1) CBT の実施状況

回答を得た 107 校のうち CBT もしくは実習関連の知識を問う試験を実施している養成校は 14% だっ

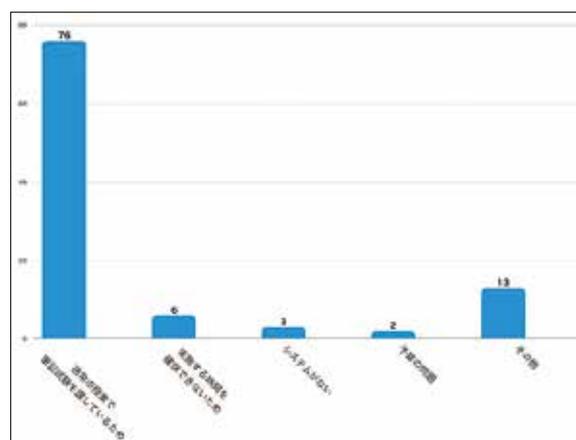


図3 CBT 未実施理由

た。未実施校のうち導入予定も 20% と、OSCE と比較すると導入に向けては後ろ向きの結果だった。

未実施理由として最も多かった回答は「通常の授業で筆記試験を課しているため」だった。また、時間やシステム、予算といった問題点も挙げられた(図 3)。

実施校で行われている試験では、「基礎医学」「臨床医学」などの問題について国家試験の過去問題を利用しているという回答が多かった。また、CBT を実習に行くための基準としている養成校は少数で、不合格者はフォローアップするという養成校が大半だった。

2) 日本作業療法士協会共通の CBT 利用希望

日本作業療法士協会共通の CBT 問題を作成した場合の利用希望については約半数の養成校で利用希望があった（ぜひ使用したい 23%、使用したい 32%）。

3) CBT 問題の提供について

CBT 問題の提供については、可能が 17% とやや少ないものの、わからないが 35% で、備考としての記載に、難易度や形式の指定があれば可能という回答もあった。

4. まとめ

今回、学内 OSCE および CBT の実施について現状の調査を実施した。OSCE については、大半の養成校で実施しており、実施していない養成校でも OSCE 以外の実技試験を実習前に課しているところほとんどだった。OSCE で課される内容と

しては、医療職としての態度面に関する内容と、評価技術に関する内容が多かった。OSCE の成績を実習成績の一部に含むか、実習に出るための基準にするかなどについては、養成校によって回答にはばらつきがあり、各養成校で OSCE の位置付けまでは統一されていないという結果だった。

CBT については、実施している養成校は OSCE と比較するとかなり少なく、ほとんどの養成校で知識に関する到達度の確認は他の講義における定期試験に置き換えているという回答だった。一部の養成校で実施している内容としては、国家試験の過去問を利用して基礎医学や臨床医学の知識を確認しているが、CBT を臨床実習に出るための基準としている養成校はごく少数だった。

今後、OSCE および CBT について、日本作業療法士協会共通の内容を準備していくか検討している。今回の調査結果をもとに、実現可能性を含め委員会で検討・準備していきたいと考えている。

第53回日本作業療法学会 速報

機関誌編集委員会

去る9月6日～8日、福岡国際会議場／福岡サンパレスホテル&ホールにおいて第53回日本作業療法学会が開催された。テーマは「作業療法研究のターニングポイント (The Turning Point in Occupational Therapy Research)」であった。台風の接近による影響が危ぶまれたが、幸いにも期間中は好天に恵まれ、参加者は4,000名を超えた。また、今学会は、開催前日に東アジアの作業療法士協会の交流会、期間中には、隣接した会場にて日本-台湾合同シンポジウムが開催されたこともあり、多くの海外からの参加者があり、国際色豊かな大会となった。

プログラムは、学会長講演、基調講演、教育講演、シンポジウム（国際シンポジウムを含む）、市民公開講座、専門作業療法士関連セミナー、モーニングセミナー、教育部セミナー、一般演題という構成であった。採択一般演題総数は1,463題で、口述発表は483題（うちスペシャルセッション6題、英語セッション17題）、ポスター発表は980題であったが、口述発表においては2題が、ポスター発表においては10題が未発表となった。

学会長講演「我が国の作業療法士による研究活動の現状と課題」では東登志夫学会長（長崎大学）が研究発表の重要性について語られ、まだまだ発表を行う会員が少ない現状から今後の学会への関わり方と会員個

人のステップアップに希望を託する旨の発言があった。この学会長講演は今学会において最も多い1,000名以上の聴講者を集め、立ち見が出るほどであった。

基調講演は、安保雅博氏（東京慈恵会医科大学）による「この10年間にわたる作業療法とのかかわりー反復性経頭蓋磁気刺激とボツリヌス療法を中心にー」、吉藤健太郎氏（株式会社オリィ研究所）による「～人はもう一つの身体を手に入れる～あらゆる人の社会参加を可能とする分身ロボット OriHime の可能性」の2つの講演が、教育講演は、竹林崇氏（大阪府立大学）による「作業療法のエビデンス構築に向けた臨床研究の進め方」が演じられた。いずれの講演も500名を超える聴講者が集うほどの盛況であった。

市民公開講座は、神庭重信氏（九州大学）を講師として迎え、「うつ病の理解とその支援方法」のテーマでご講演いただいた。うつ病に長年携わってこられた経験からくる病への理解とその支援のあり方について一般市民を含めた400名以上の聴講者が聴き入る講演であった。

今回は9月12日現在の概要のみお伝えした。学会長講演、基調講演、教育講演の要旨は学術誌『作業療法』第39巻（2020年発行）にて紹介される予定である。



開会の挨拶をする東登志夫学会長



開会式会場の様子

『こどもの作業療法』パンフレットに掲載する 「こどものできた!」を募集します

法制度の改定や医療技術の発展と人々の意識の変化などに伴い、障害のある子どもたちの生活の場は広がりを見せており、それに呼応して作業療法士の実践の場も拡大しています。当協会では2008年にパンフレット「発達障がいのある人々への作業療法」を作成しましたが、現在は発達障害部門の資料がないに等しい状況です。そこで、制度対策部障害保健福祉対策委員会では、現在の状況に合わせ、「こどもへの作業療法」について多くの人に知っていただくための新たなパンフレットを作成することにしました。

今回のパンフレットでは、暮らし、遊び、学習の3つの場面で作業療法士が関わることで達成した子どもの「できた!」の数々をなるべく多く掲載し、作業療法士が子どもたちにどのような支援をするのかを示すことができると考えています。ちょっとした工夫、長い期間の少しずつの練習の積み重ね、環境への働きかけ、周囲の人に理解してもらうこと、子どもたち自身が自分について知っていくこと。子どもたちの豊かな経験とそこから生まれる育ちを支え、共に生きる社会を作るために私たちが何に働きかけ、どのように子どもの「できた!」を作ってきたのか。そんな実践の数々について、多くのシーンを集め、皆さんと一緒に新しいパンフレットを作りたいと考えています。

ぜひ下記フォームからご応募ください。

ご応募いただいたもののなかから委員会で選考し、パンフレットにイラストとして掲載いたします。たくさんのご応募をお待ちしています。

応募期間：2019年10月1日（火）～2019年11月8日（金）

ご応募方法の詳細は、協会ホームページ>会員向け情報>「こどもの作業療法」パンフレット作成よりご確認ください。



第11回障害保健福祉領域における 作業療法(士)の役割に関する意見交換会 「就労支援 OT カンファレンス IN 大阪」開催報告

制度対策部障害保健福祉対策委員会

はじめに

2019年7月20日(土)、大阪保健医療大学において、第11回障害保健福祉領域における作業療法(士)の役割に関する意見交換会「就労支援 OT カンファレンス IN 大阪」を開催した。参加者は98名、作業療法士以外にも、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、言語聴覚士の参加も得られた。これまで全国各地で開催してきた意見交換会は、障害保健福祉領域で働く作業療法士の情報交換を主な目的としてきたが、回を重ねるにつれ、医療機関で働く作業療法士の参加も増加しており、その参加者の中から「就労支援について情報を得たい、知りたい」という声も多く寄せられていた。法定雇用率の引き上げなどの影響を受け、働く障害者は増加している。医療機関においても就労支援は見逃せないトピックスとなっており、院内に就労支援チームが立ち上がったという話も聞く。しかし、就労支援と言っても、医療機関としてどこまでするのか？障害保健福祉領域のどの機関に繋がればいいのか？と戸惑う声も多い。そこで今回は医療機関の作業

療法士も含め広く参加を呼びかけ、「就労支援」に特化した意見交換会を開催する運びとなった。

医療機関における就労支援の状況

意見交換会開始時に、参加者のうち医療機関(病院)で働く会員を対象に医療機関における就労支援の状況についてアンケートを実施し、37名より回答を得た。質問内容は以下の通り。

- ①臨床の主な対象者(領域・病期・年代)
- ②対象者への「就労支援」に関して、実際に行っていること(複数選択肢から選択)
- ③就労支援に関わる他機関との連携・関わりについて(複数選択肢から選択)
- ④病院で就労支援を行うにあたって、困っていることや課題(自由記載)

臨床の主な対象者は、身体障害が半数、高次脳機能障害が1/4、精神障害が1/4であり、病期としては回復期での関与が約6割で過半数を占めるが、生活期が2割強、急性期も1割あった。②と③について図1、



就労支援をテーマに実践報告とグループディスカッションを行った

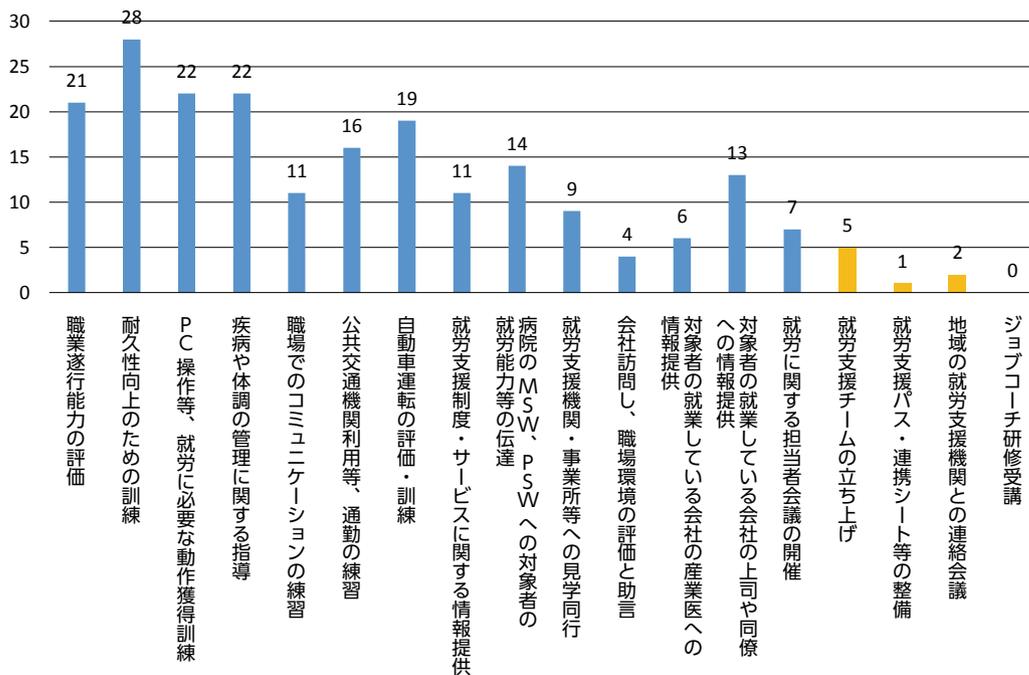


図1 対象者への就労支援に関して実際に行っていること

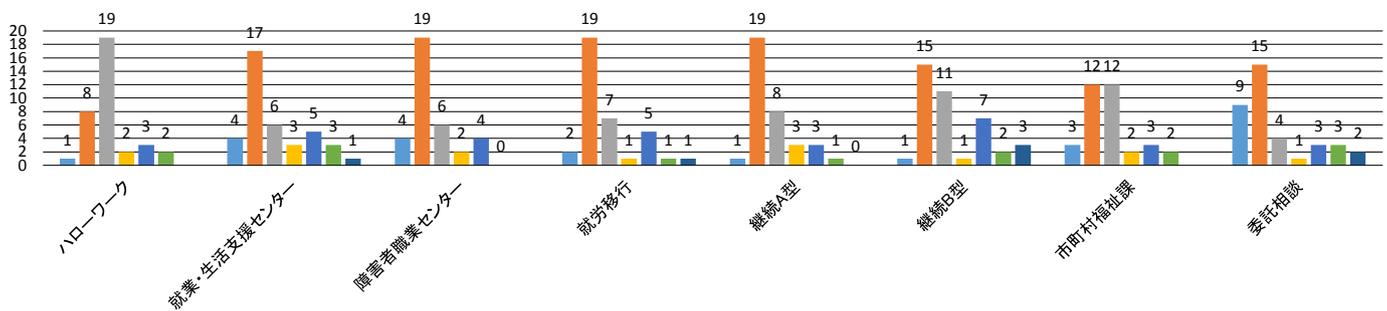


図2 就労支援に関わる他機関との連携・関わり方

- 知らない
- 機関の名称としては知っている
- 地域の機関・事業所を知っている
- 連絡を取ったことがある
- 対象者を繋いだことがある
- 協議会部会などを協働で担っている
- 法人内にある

図2に結果を示す。②「就労支援」に関して実際に行っていることとしては、耐久性向上のための訓練、PC操作等、就労に必要な動作獲得訓練、疾病や体調の管理に関する指導の順に多く、一方で、職場環境の評価や会社の上司や同僚への情報提供などは少なく、対象者への直接的な働きかけが支援の中心であることがわ

かった。③他機関との連携・関わり方については、就労支援関連施設の名称は知っているものの、実際に連絡連携をした経験は少ない状況であることが窺えた。④病院で就労支援を行うにあたって、困っていることや課題では、具体的な連携方法を知りたいという意見が多く挙げられていた。

表1 当日のプログラム

プログラム	
●	趣旨説明
●	就労支援に関する制度と資源について 仲地 宗幸（障害保健福祉対策委員会委員） 沖縄／株式会社 NSP キングコング
●	実践報告1 「同一法人における回復期リハ病棟と就労系サービス連携の取り組み」 久野 誠 静岡／中伊豆リハビリテーションセンター障害者支援施設さわらび・わかば
●	実践報告2 「医療機関と就労移行支援事業所との連携の取り組み」 千葉 由香里 岡山／就労移行支援事業所ハートスイッチ倉敷校 守山 峻 岡山／川崎医科大学附属病院
●	実践報告3 「就労移行支援事業所の作業療法士の取り組み」 野崎 智仁 栃木／NPO 法人那須フロンティア
●	グループディスカッション

実践報告とグループディスカッション

当日のプログラムを表1に示す。障害福祉サービス、就労支援にかかる制度についてなじみのない参加者も多いため、委員より制度と資源について情報提供を行った後に、3例の実践報告がなされた。

実践報告1 「同一法人における回復期リハ病棟と就労系サービス連携の取り組み」

同一法人内の医療と就労系サービスの連携について、中伊豆リハビリテーションセンターにおける回復期リハ病棟と生活期リハビリテーションを担う自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所のそれぞれが、対象者の就労を見据えてどのように役割分担をしているのか事例を通して具体的に報告された。就労支援における医療機関の強みは症状特性に応じた各種評価と機能向上訓練といった「個別支援力」にあり、障害特性や就労場面での長所・短所を作業（就労）評価でき、また、障害特性に応じた個別訓練や代償方法の検討も行える。さらに、医療機関が就労関連施設の情報を知っておくことで、評価・訓練結果に応じた就労関連施設への移行も円滑に実施できる。一方、自立訓練事業所での就労支援は「継続性」があり、身体機能・精神機能・就労側面と、多角的視点で評価・訓練が実施できる強みがある。自立訓練事業所は全国的にも数少ないが、医療と就労の繋ぎを果たす施設としては職業リハビリテーションの重要なピースであるということが述べられた。

実践報告2 「医療機関と就労移行支援事業所との連携の取り組み」

医療機関と就労移行支援事業所それぞれの立場から、復職の一事例についての経過の報告がなされ、連携時のポイントや医療機関と就労移行支援事業所それぞれのメリットとデメリット、サービス移行のタイミングなどが具体的に示された（注：復職のための就労移行支援の利用は自治体により判断が異なる）。医療機関では、入院中から復職を見据えた関わりを行うことで気持ちを整理し障害受容の過程を踏んでいくことができ、また障害福祉サービスの利用も視野に入れて障害者手帳の取得を計画的に進めておくことで円滑な福祉サービスの利用が可能となったことが報告された。並行利用をしながら事例を引き継いだ就労移行支援事業所では、現在の診療報酬制度では医療機関が担うことが難しい職場訪問などを含め、職場との連絡調整、復職後の定期的な職場定着支援を担った。医療機関と就労移行支援事業所が役割分担をすることで、さまざまな状況変化に応じたサポートができ、安定した就労継続が可能となったことが報告された。

実践報告3 「就労移行支援事業所の作業療法士の取り組み」

「メンタルヘルスを中心としたまちづくりへの寄与」をミッションとする法人の就労支援と障害者就労を通じた豊かなまちづくりの実践が報告された。主に精神障害者を対象とした就労支援においては、対象者が経験してきたことの帰結としての現在があるということ



グループディスカッションで障害保健福祉領域と医療の互いの状況を共有した

を理解し、精神・心理的側面、身体的側面の両面から捉え、支援を実践していくことが重要である。しかし、障害特性に合わせた工夫や調整をするだけで、働きやすい状況がつかれるわけではなく、社会的スティグマに対しては、まちの課題にも向き合っていく必要がある。対象者個人が就労を通じて地域住民と関わっていくことで、まちに溶け込み、さらに役割を実感していくといった、好循環を生むことができる。障害者就労は、対象者個人の就職の実現にとどまらず、まちづくりへの寄与といった意味をもっている。

また、昨年度、制度対策部障害保健福祉対策委員会が行った、就労支援事業所の作業療法士による困難ケースへの就労支援事例集積についても情報提供された。

グループディスカッション

3例の実践報告の後にグループディスカッションを行った。参加者それぞれの現場での課題をグループメンバーで共有し、明日からできるアクションとは何かについて議論してもらった。現状を振り返り今後に向けて話し合うことで、医療機関で働く参加者からは、まずは基本的な用語の勉強が必要との声や、逆に障害福祉領域で働く参加者からは医療機関側への情報提供の必要性に気付いた等の声があがり、互いに理解をし

ていくことの重要性が共有されていた。また、明日から自身が従事している地域の資源の情報収集を始めようと思うとの発言も聞かれ、それぞれがそれぞれの現場で双方に歩み寄り動き出す契機になったのではないかと考える。

最後に

つい最近まで私たち作業療法士は、身体障害領域、精神障害領域、医療、福祉など、いわゆる領域から出ていくことが少なかった。しかし、地域移行が謳われて久しい。何らかの障害や病を抱えながら地域で生活する人も増えた。超高齢社会を背景に今後はさまざまな状態の人が地域にあふれかえる時代になる。保健福祉、教育、産業等、地域社会において、病や障害を抱えていても生活を営み、仕事や学業を遂行できるような支援体制を構築する必要がある。領域別に働いてはいても、医療と福祉、隣を見れば同じ作業療法士である。適切な時期に適切な機関へ繋ぎ、適切な支援体制を構築することで、対象者が得る利益を最大化することができる。領域の垣根を越えてディスカッションすることで、互いを知ることができれば、より良い作業療法の提供に繋がるのではないだろうか。それぞれ立場の違う参加者が、熱心に今後について話し合う姿から、ますます互いを知る機会の重要性が感じられた。



MTDLP 実施・活用・推進のための 情報ターミナル

次の扉を開く！ 啓発・普及から定着・展開へ

第13回

生活行為向上マネジメント士会連携支援室

1 | 全国連絡会議報告

MTDLP 士会連携支援室 室長 西井 正樹

8月25日、晩夏とは名ばかりな暑さが続く大阪にて、全国47都道府県から約70名の推進委員・士会代表者が一堂に会し、MTDLP 士会連携支援室の全国連絡会議が開催されました。

中村会長にも参加を賜り、谷川担当理事より「第三次作業療法5カ年戦略とMTDLPについて」説明をいただき、「MTDLPのさらなる普及と国民への広報は終わることなく続いていく」、「地域支援事業にてMTDLPを活用し、生活行為が継続できる地域を目指してほしい」と都道府県士会での推進の必要性を確認しました。

会議では、学術部、教育部、地域包括ケアシステム推進委員会からMTDLPに関連する事業の説明を行いました。トピックスとしては、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い「診療参加型実習」が求められるなか、養成教育委員会から「MTDLPに基づく作業療法参加型実習のあり方」をご提示いただき、養成教育とMTDLPの関係性と今後の課題について報告を受けております。

推進委員との意見交換として、研修開催における工夫や推進事業の情報を共有するためのMTDLP推進シートについて、グループワークを行っております。

MTDLP推進シートは、各士会が主体的にMTDLPの推進・普及・定着を図り、地域包括ケアシステムに寄与できる人材をより多く輩出することを目的としています。推進委員とともに来年度からシートの試用を目指しております。

また、「精神疾患のある対象に対するMTDLPの実践について」と題して、精神科領域でMTDLPを実践している3人に、実践における課題と提案をしていただきました。引き続き、各領域に取り組むMTDLPの実践者の情報を集約・発信していく必要性を感じています。

最後に、MTDLP 士会連携支援室の役割は、各士会でのMTDLP推進が常態化され、課題対応が適切にできる士会運営へのサポートであることを再認識し、来年度も全国の担当者と情報共有する機会を検討したいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。



MTDLP 士会連携支援室全国連絡会議の様子

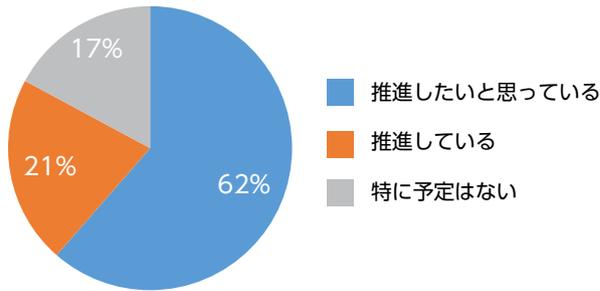
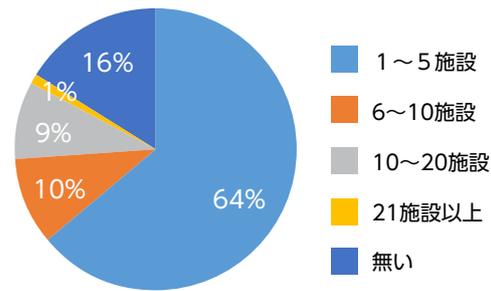
未来に向けて！ MTDLP の定着・展開の鍵を握る養成教育

2 | 養成教育における MTDLP 普及の意義と取り組み ④ MTDLP を活用した臨床実習の実際

教育部 養成教育委員会 MTDLP 教育推進班 小林 幸治

MTDLP を活用した臨床実習はどの程度行われているのでしょうか。全国の養成校70校のデータでは、「推進している」は21.4% (15校)であり、実習指導で取り入れている施設が「1～5施設」という回答が最も多く64.3% (45校)あります (2019)。この結果からは、多くの養成校や実習施設で実施されているとは言えないが、教育的な有用性が徐々に認識され実施されてきていると言えそうです。

MTDLP を活用した実習を推進していますか

MTDLP を活用した実習を実施している
実習施設はおおよそ何施設ですか

今回は、MTDLP を活用した臨床実習をどのように行っているかを、野田病院（千葉県野田市、回復期リハ）の高山大輔氏に、臨床実習指導者の立場からお答えいただきました。以前本コーナーで紹介しましたが横浜リハビリテーション専門学校の学生などに MTDLP を用いて実習指導をされています。

－ MTDLP での実習指導は、全ての作業療法学生に行っているのですか？

高山：MTDLP 推進協力校の実習を中心に MTDLP を用いて指導しています。

－実習を進めていくにあたって、MTDLP を用いない場合と比べて、どのような点に注意していますか？

高山：「学生が中心になって MTDLP シートを作成する」とこと「対象者の理解のために必要な知識や考え方を伝える」ことが大切と考えています。

MTDLP は作業療法士の頭の中を整理し、マネジメントの視点を提供してくれます。対象者の理解を作り上げるにあたり、作業療法士は自分の頭の中で言えばマネジメントシートを作って、それを学生に説明していると思います。しかし、私は学生の捉え方が反映された MTDLP シートを作っていくことを目指します。

学生は MTDLP シートを書く時に、特に合意目標の立案に苦労します。指導者と一緒になって、対象者から十分に情報収集を行っても、実際の合意目標を立てるには、その方の生活課題の理解や予後予測、環境因子の影響への考慮など作業療法士としての知識や経験が必要となるので、この点をサポートしつつ、学生が自分の言葉で埋めてみることを大切にしたいのです。

－最近の学生は養成校で模擬的にシート作成演習を学んできていると思いますが、その学習は実習につながっていますか？

高山：学内で講義を受けて演習をしてきた学生には、できるだけ実習開始時から対象者を MTDLP の視点で見ていくように実習を進めます。

－実際の実習の実例を教えてください。

高山：はい。対象者は右被殻出血、当院回復期病棟に入院している 70 代男性でした。当院に入院後 1 ヶ月経過した頃より、作業療法士が学生と一緒に見ていきました。事前の情報収集として私が学生と一緒にカルテを閲覧しながら作業療法の経過について説明し、チームで検討している今後の方向性などを説明しました。

学生と一緒に対象者と面談する機会をもち、対象者の背景情報などを聴取しました。しかし興味・関心チェックシートを使うと、その結果から学生が自分で目標となる生活行為を決めようとしていました。そこで私が入って、対象者の考えや思いを引き出すようにしました。そして、なぜそう行動したかを後で学生に説明しました。

さらに、その対象者の身体機能や活動能力、自宅の状況や家族の介護力などを総合的に判断し、目標となる活動を考えるように図示しながら説明しました。このプロセスは特に難しいので、指導者が進めるのを見学し、説明を受けて、一部分でも対象者に質問できれば十分ではないかと思えます。

－そうですね。その一方で、見学だけに終わらないように、学生の言葉でまとめてもらうようにするのですか。

高山：はい。そして、プログラムの実施は、最初は指導者の介入場面のサポートから始まります。すでに 1 ヶ月経過している人だったので、先に私が立てて実施しているプログラムを、1～2 回見学した後補助ができるように入ってもらったのです。そして、学生が見守りでそのプログラムを実施できるように指導しました。その頃には学生が MTDLP シートを書いているので、学生が提案したプログラムも一部修正しながら取り入れることもします。

－この指導の進め方は、学生としては作業療法の流れが見えるようになってきました。一方で、対象者の方の介入は継続して進められているので、作業療法参加型の実習が意識されていると思います。本日はありがとうございました。

MTDLP 関連情報は協会ホームページからいつでも見られます

QR コードからも直接、掲載ページに移動できます➡

≪ MTDLP 研修の履修促進に関する相談・問合せ ≫ [専用メールアドレス：mtdlp-master@jaot.or.jp](mailto:mtdlp-master@jaot.or.jp)

MTDLP のページはこちら ➡ [協会ホームページ TOP 下段バナー「生活行為向上マネジメント」](#) > [生活行為向上マネジメント士会連携支援室](#)





「講読」とは「書物を読んで、その意味・内容などを解き明かすこと」とあります。作業療法士の実践を知り、自分なりの総合事業のあり方を考える道具としてご活用ください。

職員として地域に関わってみて

社会医療法人明和会 大曲中通病院

宮田 信悦

はじめに

秋田県の高齢化率は2018年10月現在36.4%で全国1位、人口減少率も6年連続で全国で最も高い状態が続いている。また2025年には県民の約4割が高齢者となり、後期高齢者は2割を超えると予想されている。

こうした情勢のなか、秋田県は、高齢者の健康維持と介護予防なども含めた県民の運動の展開により、「10年で健康寿命日本一」を目指すとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、全ての人々への包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を進めていくとしている¹⁾。秋田県のリハビリテーション専門職3団体も、地域からの要望に応えるために2016年8月に「秋田県リハビリテーション専門職協議会」を立ち上げ、各地区での活動を開始した。

本稿では筆者が一職員としてどのようにして活動を続けているかを報告し、作業療法士が地域包括ケアシステムに携わるための一助になれば幸いである。

大仙市の状況

大仙市は面積が866.8km²と東京23区よりも広く、人口は79,171人、高齢化率は36.9%とすでに超高齢社会となっている。人口減少率は、2017年の人口(82,783人)を基準に考えると、2025年には-14.26%(70,977人)、2040年には-35.05%(53,771人)となり、うち65歳以上の高齢者は2025年には4割を超えることが推測されている²⁾。市内にリハビリテーション専門職がいる施設は18ヵ所(155人)しかなく、広域にまばらに点在しているのみの状況となっている。

大仙市での活動

秋田県リハビリテーション専門職協議会が立ち上がり、各市町村に説明をしてまわることが決定した。これを受けて、大仙・仙北地区担当の理学療法士・言語聴覚士とともに、大仙市包括支援センターや保健所に挨拶に伺うところから活動を開始した。初顔合わせで、すでに大仙地域で活動していた協議会や多職種連携研修会への参加要請をいただくことができた一方で、まだリハビリテーション専門職が何をできる職種なのか分からないといった印象もあり、お互い手探り状態だった。要請に対して継続して関わり、半年後からは、他職種向けや地域住民向け研修の講師依頼が増えた。1年半経過した頃には、大仙市で開始した地域ケア会議への参加要請や、総合事業の準備会議にも呼ばれるなど、年々行政や他職種からの依頼が増えていった。2016年10月から2019年現在までで、多職種連携研修会へ11回、多職種連携会議へ10回、他職種向けの講師8回、地域住民向け活動7回、地域ケア会議5回、種々の準備会議2回と計43回の依頼があり、全てにきてきた。また2019年4月からは、大仙市より通所・訪問のC型の委託を当院で受けている。大仙市では個別ケア会議を行っていないため、利用者の選定には苦慮している状況で現在まで数件の依頼しかない。そのため依頼があった際に、包括支援センターのケアマネジャーと同行訪問し、生活および身体状況の評価を行ったうえでサービスの必要の是非を判断している。さまざまな理由により現在まで契約には至っていないが、リハビリテーション専門職の評価やアドバイスについてはとても感謝されているため、今後も同行訪問のかたちを継続して行い、包括支援センターにとって必要な存在になれるよう継続していく予定としている。

事業の継続性

リハビリテーション専門職が、地域包括ケアシステムの場に参画していくための要件の一つとして、行政等からの依頼に対して継続的に対応していける準備性が挙げられると考える。私自身、行政側に秋田県リハビリテーション専門職協議会の立ち上げを説明した後に、何を話すべきなのか、その後の展開に伝えていけるのかなど、かなりの不安があった。しかし、今になって考えてみると、すぐに多くの依頼が飛び込んでくるなどということはありません。行政側も地域包括ケアシステムの推進は重点課題であり、その事業をどの職種に依頼するべきかを考えており、その一つの要素としては継続性があったのではないだろうか。会議や研修会への継続した参加で信頼関係を構築することができ、その結果としてさまざまな依頼が増えたのではないと思われる。リハビリテーション専門職は病院や施設という建物のなかで待っていれば仕事できていたため、自分から出向いて行くことに関しては不慣れな者も少なくない。地域包括ケアシステムでの活動が成功している方に起業されている方が多いのはその部分に対する抵抗が少ないからではないかと思われる。

職員としての関わり

継続的な関わりは依頼の増加や集中をもたらすものであるが、依頼が増加・集中しても対応レベルを維持できるようにするためには、並行して、対応可能な人材をしっかりと育成していくことが肝要である。病院・施設の職員として関わる場合はなおさらである。この点に関しては行政側もよく理解されており、何度も「リハビリテーション専門職は職員だからなかなか外に出てこれないでしょ」と言われていた。実際、行政から依頼される研修会や会議は平日の日中に開催されることがほとんどのため、会議等に参加するにあたって他のスタッフに迷惑をかけていることは多々ある。このような問題があるために、地域包括ケアシステムの場に参画できない方も多いのではないだろうか。とくに少人数の職場では、意欲があっても参加が難しい状況になりやすい。リハビリテーション専門職は、関わった人数によって収入が変化し、地域に出ることは即減収につながるため、上司や職場長に止められる理由になっていると考える。私も地域に出ることが増えることや、通所・訪問Cの委託の話職場に説明をすると、「そこまでやる必要はあるの?」「収益の面は?」などの疑問をぶつけられた。その際に、「地域包括ケ

アシステムに関わることは介護予防に関わること。いずれ病気になった時に以前お世話になった人がいる病院としての認識をしてもらえれば、将来的な患者増に繋がる」と説明し説得をした。患者・利用者のためにという視点だけでは、収支を求める上司・職場長の説得は難しいため、収支をしっかりと考えたうえで説明・説得を行うことは、病院・施設の職員として地域に出るための重要な視点と考える。

おわりに

秋田県では人口減少による過疎化が進み、介護事業の継続が難しくなっている地域も出てきている。また、少子化や生産年齢層の都市部への流出により、慢性的な人手不足となっている。このような状況下では、作業療法士が活躍できる場所は少なくなると危惧している。しかし、地域に出て他職種の方と関わり、リハビリテーション専門職の有用性を少しずつでも広めることで、行政はもちろん地域住民にも必要とされる職種になれるはずである。地域の現状を悲観するのではなく、人材不足である地域にはまだまだ作業療法士が活躍できる場が多くあると考え、一歩踏み出すことが重要である。まずは地域に出て、継続した関わりをのなかから必要な職種と認識してもらい、地域に出る必要性をしっかりと説明できる人が一人でも増えることが、現在地域で活動している仲間の負担軽減にも繋がるはずである。

参考文献

- 1) 秋田県第7期介護保険事業支援計画, 秋田県
- 2) 日本の地域別将来推計人口(2018年推計), 国立社会保障・人口問題研究所

地域包括ケアシステム推進委員会
佐藤孝臣 理事より一言

「地域ケア会議に出席したいが、職場の事情で難しい」との声はよく耳にする。人手不足や収益の面などの理由が多い。この問題を解決には参加する作業療法士の「数を増やす」ことである。地道な取り組みになるが、都道府県士会を通して各会員に人材育成の研修会への参加を促し、この取り組みが未来の作業療法士の職域確保に繋がり、国民の健康寿命延伸に寄与する旨の意味を伝えることが重要となる。



障害のある人のスポーツへの多様な参加を支援するために

障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会

第4回 委員の紹介

当委員会では、障害者スポーツに関する現状や作業療法士が実際に関与できる側面などの情報を提供していくことが必要であると考えている。第4回では、第3回に引き続き委員の障害者スポーツに係る活動を紹介する。また、第3回でお願いした作業療法士の障害者スポーツへの係りなどに関するウェブアンケートでは、皆様の貴重な意見や情報を賜ることができ感謝している。

全国障害者スポーツ大会での関わりについて

医療法人 尚生会 アネックス湊川ホスピタル 小黒 修

初めて全国障害者スポーツ大会に関わったのは神戸市の卓球選手として出場した第8回の大分大会であった。スタッフに医療従事者・トレーナーの方等がおらず、ホテルに戻った際、選手に対しケアやリラクゼーションなどの対応ができていないようであった。同じチームにいた麻痺のある選手の試合の様子をみると麻痺側の肩が挙上し、スイング動作の最初から最後まで力が入っている状態であった。手の震えもみられ、サーブミスも何回かあった。パフォーマンスが十分に発揮できていないと思った。各県、競技ごとに監督やコーチがスタッフとして同行するのだが、医療従事者が同行することは稀である。この現場を見て、医療従事者がサポートする必要があると思い、障がい者スポーツ指導員の資格を取得し、支援活動に参加するようになった。筆者も5歳の時に交通事故に遭い、頭部外傷により左片麻痺になっている。「これまでの障害体験がプラスに生かすことができるのでは?」「困っている選手がいるなかで誰かがこの現状を変えなければ」と思い、今の支援活動に至っている。全国障害者スポーツ大会(卓球)の対象者は身体障害者・視覚障害者・知的障害者に加え今年度からは精神障害者が参加できることとなっている。そのため作業療法士として介入できる面が身体面に加えて複数ある。

・身体障害者の方への対応

移動、食事、トイレ、入浴等などのADL面の支援がある。特に開会式、閉会式のトイレは全国の選手で混雑し、待ち時間も長くなることが多い。決め

られた時間内に行動をする必要があり、連絡を取り合う必要がある。入浴では車椅子選手の場合、浴槽の高さによって入れない場合があるため確認が必要である。シャワーでも対応できる方にはシャワーチェアが有用である。また脊髄損傷等で体性感覚障害のある方に対するリスク管理では先に蛇口から適温のお湯が出るかの確認が必要である。

・視覚障害者の方への対応(サウンドテーブルテニス:STTの選手)

ガイドを行う際に時計の針の概念で方向を示す声の掛け方があるが、先天性の方の場合ではこの声掛けでは分からないこともあるので、どのような方向を示すのがよいかをあらかじめ本人に確認するとよいと思う。宿舎に入って先ず行うことは、選手と一緒に部屋の中に何があるかを確認することから始まる。その方の状態にもよるが障害者のなかには部屋の様子が分かれば一人で過ごせる方もいる。

・知的障害者の方への対応

特に多かったのが自身で水分を十分に摂ることのできない選手であった。脱水になる可能性もあり、なかには夜間や早朝にこむら返りになる方もおられた。また、ホテルでの食事がバイキング形式の場合、食べすぎてしまう選手もいるため、声掛けが必要であった。さらにメンタル面の配慮も必要である。過去にメダルが取れなくて悲しまれる選手がいた。その際にその方のスポーツに対する頑張りやたたえるために手作りの金メダルをボランティアの方と一緒に

に作り精神面でのケアをしたこともある。

・精神障害者の方への対応

選手のなかには、1泊2日ぐらいの滞在期間は問題がないが、滞在期間が4泊5日など長くなると参加が難しいという方がいた。選手のなかには、環境の変化に弱い方や対人交流が苦手な方もおられるため、配慮が必要である。

作業療法士として介入できる場面は本当にたくさんあると思われる。1人でも多くの医療従事者がこの大会でサポートできれば身体のみでなく、精神面や生活にも密着した支援が可能になると考える。障害者スポーツには我々作業療法士だからこそできる支援があるのではないだろうか？

全国障害者スポーツ大会の目的はパラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障害のある人々の社会参加の推進や、国民の障害のある人々に対する理解を深めることにある。これまで選手と一緒に6回同行しているが、どの選手もこの大会を楽しみにし、日ごろから練習に励んでいる。メダルを獲得した時は選手、監督、コーチと一緒に喜びを分かち合うことができる。生き甲斐や生活の質にも関わっていると考える。障害者とスポーツの架け橋はここにあると感じる。

筆者は2019年10月に開催される「いきいき茨城ゆめ大会2019」に神戸市の卓球選手として出場することになっている。医療従事者としての役割も担いながら選手としてもメダル獲得を目指したい。

私が障害者スポーツに夢中になっている理由

訪問看護リハビリステーション とびら 角田 慎司

私が障害者スポーツに夢中になっている理由は、障害者の生きがい（QOL）は、障害者スポーツのなかにこそあるのではないかと考えているからである。

今から20年以上前のこと、中学校在学中は野球部に所属していた私は、スポーツなんてものは試合に出て活躍しなければ意味がないと考えており、全力で試合に出るための努力を続けていた。しかし結局なかなか試合に出ることが叶わず、私はスポーツに打ち込む理由を見いだせないまま、高校・作業療法士養成校の在学中は運動部に所属せず、音楽を中心に楽しんでた。

作業療法士として働き出した1年目のときにスポーツに対する冷めた情熱が再燃する機会が訪れた。就職した病院の作業療法科では、毎週土曜日に作業療法士がパターゴルフ、ボッチャ、手芸のなかから患者に適した活動を選択して、患者がプレーを楽しむためのサポートを行っていた。脳卒中片麻痺の状態である方は少し先の未来に確信がもてず、途方に暮れていることが多い。急性期病棟での死と向き合う時期から脱出した患者は「今までのように満足な生活ができない」という思いをかかえて回復期病棟で暮らしていたりする。それでも、パターゴルフやボッチャを通じて競い合い、お互いの健闘を称えた拍手で終わることができ、心から楽しんだ体験は、社会復帰の足掛かりとなり得たに違いない。残念ながらこうした集団リハは診療報酬改定により1年後には個別リハに変更になってしまった。先輩作業療法士が「これ（集団リハ）が作業療法士の本質な

のにね」と集団リハの終了を残念そうに呟っていたことを、今でも鮮明に覚えている。

時は流れ、新たな障害者スポーツの楽しみ方にも出会った。私がパラアイスホッケーのスレッジ（パラアイスホッケーをするときに使用するソリ）を体験していたときのこと。私は子どもたちのグループに混じって練習をしていた。初心者私のことを翻弄する子どもと大人げなく張り合い、子どもたちとともに本気で楽しみ、その日は声が枯れるくらい笑った。子どもに振り回されて、へとへとになった状態でリンクから上がったなら、驚いたことに私を振り回していた子どもたちのなかに健常児もいた。障害児と健常児が一緒になってパラアイスホッケーを楽しんでいたのだ。とても大切なことだが、一つの競技で障害者と健常者が一緒に楽しめるのも障害者スポーツの特徴である。

障害者スポーツはどうしてもパラリンピックのようなエリートスポーツに目が行きがちであるが、決してそれだけではなく、実際は健康や気分転換の意味で楽しく取り組む市民スポーツが障害者スポーツの大部分である。世界レベルのパフォーマンスやチーム力、トップスピードへの飽くなき挑戦も面白いかもしれない。しかし静かに手を添えて、輪のなかにそっと導き、どのような状態の方に対しても作業療法士の視点からサポートし、全員でゲームを楽しむ環境を作る。そんな作業療法士が障害者スポーツに参加することも良いのではと思う。



日本作業療法士協会 重点課題研修 『英語での学会発表・スライド・抄録作成 はじめて講座』 が開催されました！

7月28日(日)に本セミナーが当協会にて開催され、全国から参加者が集まりました。本セミナーは、「海外で発表したい。活動したい！」との意欲はあるものの、「英語力が心配」「国際学会は参加したことがなくて…」という不安や疑問を抱く方に、国際学会に参加するための準備や具体的な解決策を提供することが目的です。講義では、英語での抄録やポスターの作成、口述発表、論文作成におけるさまざまなコツについての基本的なノウハウを説明し、演習等を通して各参加者の相談ニーズに対応しました。研修後に行った参加者アンケートでは、国際学会への参加に「不安がある」と回答した全員が、「軽減した」と回答する満足度の高い結果となり、今後は海外で活躍する日本の作業療法士がますます増えていきそうです。

≪研修会風景≫



講師の高橋氏による講義とテーマ別演習：
演習では個別ニーズにも対応



自己紹介は実践を想定して英語で実施

2019年以降の国際学会の予定

- ▷ 2nd COTEC-ENOTHE Congress 2020
2020年9月23日～26日 チェコ共和国(プラハ)開催
<https://www.cotec-enothe2020.com/>
- ▷ 7th Asia Pacific Occupational Therapy Congress (APOTC) (第7回アジア太平洋作業療法学会)
2020年11月18日～20日 フィリピン(マニラ)開催
<http://apotc2020.com/>
- ▷ 18th WFOT Congress
2022年 フランス(パリ)開催予定
<https://www.wfot.org/events/wfot-congress-2022>



次回の国際部セミナーの予定

- ▷ 2019年11月10日(日) 10:00～16:30 大阪開催
『グローバル入門活動セミナー：海外で働く、学ぶ、生活する ～作業療法士が活躍できる海外の選択肢～』
- ▷ 2020年1月26日(日) 10:00～16:30 東京開催
『グローバル活動セミナー：海外で働く、学ぶ、生活する ～作業療法の国際協力・交流活動と障害者スポーツ』
本セミナーの情報共有ワークショップにて、作業療法士の海外経験談を紹介します。

生まれ変わっても作業療法士!!

広島都市学園大学 平尾 文

「生まれ変わっても小児分野の作業療法士になって、一生働く!!」

これは作業療法士生活 26 年目の私自身の強い思いです。なぜなら「患者さんの笑顔を見たい」からです。

そんな私も「仕事を辞めようかな…」と思い悩んだ時期があります。

今から 23 年前、私は就職後 2 年目に結婚し、すぐに長男を出産、産前休暇 2 ヶ月、育児休暇 11 ヶ月をもらい、育児と専業主婦を経験しました。休暇中は近くに友人もおらず、実家も遠く、昼間は息子と 2 人だけの時間。一方、同僚が作業療法士として毎日仕事を経験・勉強しているなか、私は家にいるだけ…と、焦りと不安しかなく心が折れそうでした。

皆さんも子育てに限らず、ご自分やご家族の病気等々による休職等で心が折れそうになることがある、もしくはあったかもしれません。その気持ち、とてもよくわかります。

そんな時、少しだけ、ほんの少しだけ思い出してみませんか? 「患者さんの笑顔」。

私は、それが心の支えとなり頑張れたと思います。さて…私自身が子育てをした長男ですが、今年の

4 月に作業療法士になることができました。今、振り返ると、あの当時心が折れそうになっていた私自身が嘘のようです。頑張ってきたのは良かったのだと思っています。そして、その経験は今の作業療法士の仕事に活かされています。

今後、さまざまな職種が AI に置き換えられると予想されるなか、作業療法士という仕事は残ると言われています。私もそう思っています。なぜなら作業療法士は患者さんお一人おひとりのニーズに向き合い、最終的に「患者さんの笑顔」を引き出せる仕事だからです。これは AI には難しいことです。

特に私は、子どもが相手です。発達障害やその疑いの子どもが急増し、親も子も疲れ切っている状況であることが多々あります。その状況から「笑顔を引き出せる」のは作業療法士だと確信しています。近年、他職種の方からも作業療法士の必要性が聴かれます。

作業療法士は国家資格です。一生ものです!! さらに作業療法士協会という大きな組織が私たちを守ってくれています。普段は忘れがちですが、このような職種はあまりないようです。

一緒に作業療法士協会の活動に参加しませんか??

「医療福祉eチャンネル」の単位認定番組について



現職者共通研修プログラム対応番組(全8回)

協会から1講座(番組)あたり、1.5時間の単位認定を受けることができます。

1. 作業療法生涯教育概論
2. 作業療法における協業・後輩育成
3. 職業倫理
4. 保健・医療・福祉・地域支援
5. 実践のための作業療法研究
6. 作業療法の可能性
7. 日本と世界の作業療法の動向
8. 事例報告と事例研究

「生活行為向上マネジメント:基礎編」

生活行為向上マネジメントマニュアルを用い、その概論、各種シートの使用方法について学びます。

※新規登録の際には必ず「日本作業療法士協会の方」を選択してください。

※医療福祉eチャンネルでの単位認定には「履修登録」と「受講管理料」が必要となります。

自宅で受講!
ポイント取得可

医療・福祉の動画配信サイト

医療福祉 eチャンネル

☎ 0120-870-774 (前9:00~後5:00/土・日・祝を除く)

E-mail: info@iryofukushi.com URL: http://www.ch774.com



国連の「女性の地位に関する委員会」に出席して

プライマリケア訪問看護ステーション 所長 石浜 実花

【はじめに】

私は、ニューヨークの国連本部で開催された女性の地位委員会（CSW）に、NGO等の枠で認められている認定NPO法人日本BPW連合会（National Federation of Business and Professional Women's Clubs of Japan）のメンバーとして参加資格を得ることができた（写真1・2）。本会の報告と、現在行っている仕事について、参加者の方よりご意見をいただいたことをまとめ、紹介したいと思う。

【CSWとは】

国連女性の地位委員会（UN Commission on the Status of Women：CSW）は国連経済社会理事会（UN Economic and Social Council：ECOSOC）の機能委員会で、政治、経済、社会、市民、教育分野における女性の地位向上に関して報告や提言を行う。ECOSOCはこれをもとに、国連総会に対して勧告する。CSWには、4年の任期で、国連加盟国のうち45カ国（地域内訳：アフリカ13カ国、アジア11カ国、ラテンアメリカ・カリビアン9カ国、西ヨーロッパ他8カ国、東ヨーロッパ4カ国）が参加している。これら加盟国に加えて、CSWの年次総会には国連機関とともにECOSOC協議資格のあるNGO等も参加できる。年次総会では、その年の優先テーマを中心として女性の地位に関して討議を行い、その結果が合意結論にまとめられる。

第63回CSW年次総会（CSW63：2019年3月11日～22日）の優先テーマは「男女の平等と女性の権威強化に向けての社会保護制度、公共サービスと社会施設の活用」だった。なお、合意結論は、今回のテーマである社会制度の充実等の必要性を認め、その対象となる課題として人権、健康、教育、

労働と給与、交通システム、水、ITへの関わり、家族、家庭での責任分担、など現代の世界にある問題点が挙げられ、そのうえで国や地方行政、企業、市民団体が取り組むべき具体策が示されている。詳しくは次のサイトで閲覧できる。<https://undocs.org/en/E/CN.6/2019/L.3>

【所感】

参加にあたり、大きく得たものは2点ある。1つ目は、日本からCSW63に参加したメンバーの皆様からたくさんのご助言をいただけたこと、2つ目は、世界の女性活動家の熱意を体感できたことである。

正直なところ私は、今まで34年間生きてきて、女性の地位向上が必要だと感じる機会はほとんどなかった。しかし、CSW63に参加することと、日本女性代表の皆様と過ごすことで、日本の女性に関する問題について初めて気づき考えることができた。参加したセミナーの中で、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）の例として、テレビCMの中で無意識に女性が家事を行い、男性はリビングで寛いでいる風景が当たり前で流れているために、そういう家庭が普通なのだと無意識のうちに刷り込まれていることや、サッカーゲームの人形が全て男の子で作られていることに疑問をもたないなどの例を聞くと、女性自身としても女性とはこういうものだ自分を認識してしまっている可能性があるのだと気づいた。家事はどう分担するのか、産後の仕事復帰のしづらさ、経済的事情で虐待等があっても離婚が困難な状況に陥りやすいことなど、これからライフステージが変化していく私にとって、それらについて考えるよい機会となった。

これからの時代に求められると思った能力

世界の女性活動家やリーダーとの会議に参加する



写真1 国連に入るためのパス



写真2 国連本部内会議室にて



写真3 子どもたちに読み聞かせを行っている認知症事例



写真4 鈴木千鶴子先生と筆者

表1 Stacy Dry Lara 氏からのコメント

- ・世界で最も高齢化が進んでいる日本で、在宅ケア事業に着手したことはビジネスとして有望であると同時に、地域社会へ大きな貢献を果たすものと高く評価する。
- ・その運営において、ケア従事者が地域住民に親密に関わる方針を基盤にしていることから、先行研究が示す通り、最善の結果が得られていると判断される。
- ・在宅ケアは、高齢者ケアの不名誉感を緩和し、高齢者の家族には柔軟性を担保できる。特に作業療法士による在宅ケアは、予防に焦点を当てることができ、それにより日本と世界で必要とされている高齢者の地域支援および家族体制の維持に貢献する。何よりも、現在深刻化している高齢者の孤独感を軽減できる。この分野で、日本は世界のリーダー的役割を發揮して欲しく、石浜さんの実践に期待したい。
- ・事例は、非常に力強く、この作業療法事業の価値を効果的に伝えるものとなっている。利用者たちにとっても、同世代の実際の生活について情報を共有することで、勇気づけられ幸福感が増すと、老年心理学でも明らかにされている。取り上げられている事例から、高齢者によって身体的制約が増す一方で精神的には目的意識と責任感で生きる喜びを実感することが読者に広く伝えられている。
- ・本事業は、WHOのGlobal Campaign to Combat Ageism（高齢者差別と闘う世界的運動）と歩調を同じくするものである。

ことで気づいたことは、言うだけでもダメ、聞くだけでもダメなのだということである。多様な考えを受け入れる力、そのうえで発言できる力や表現力が優れた方たちばかりで驚いた。対話力、思いやり、コミュニケーション力、協調性、考える力、統合力を養う必要があると痛感し、それらは、これからの時代には確実に求められてくる能力だと思った。

事例紹介で得た評価

私は、自身の仕事である訪問でのリハビリテーションについて英語でまとめた資料を持参していた。その中の事例について、海外の方を含めた多くの方に共感をしていただいた。独居・認知症がある方が、子どもたちへの絵本の読み聞かせに復帰できた事例についてである（写真3）。たとえケアが必要な状況にあっても、だれかの役に立ちたいという思いを尊重し、本人のもっている能力や可能性を見極め、保育所の職員などの周囲の人々の理解を深める関わりを行い、読み聞かせが実現した。身体・精神機能に目を向けた支援をするだけではなく、活動や参加、環境因子や個人因子を含め、地域コミュニティの中で役割を見いだすことが介護の重度化予防のための重要なリハビリテーションであると考え、関わりを行った。また、この例のように周囲の人々の理解を深め、地域コミュニティの中で問題を解決していくという考え方は、女性の問題においても共通していることだと長崎純心大学客員教授の鈴木千鶴子先生（写真4）より次のように意見をいただいた。

「石浜氏が経験を通してあげておられる高齢者の

自立支援の3つの要点、つまり①誰にとっても他者を支援する主体的活動が喜びをもたらす。②“周りの理解”と③“全ての人々が困習を脱した新たな価値観”をもつことで、高齢者をはじめとする各個人の自立が促進される、とする考え方は、ジェンダーの不平等への是正に対しても適用される方針・考え方の基盤となるものと高く評価される」。また、大卒女性インターナショナル（Graduate Women International：GWI；スイス ジュネーブ）常任理事のStacy Dry Lara氏より、表1のようなコメントをいただいた。

【おわりに】

老若男女、障害の有無を問わず暮らしやすい環境を作るには身近な自分の住むコミュニティが充実する必要がある。コミュニティが充実するには住民が多様な価値や違いを認め受け入れる理解と寛容力をもたなければならない。「女性が自分らしく活躍できる」、「障害や高齢で体が思うように動かなくても自分らしく社会で活躍できる」、そういったことを当たり前を実現できる社会となるように、活動をより一層進めていかなければと思った。

CSW63への参加は、これから自分らしく生きるために必要で、そしてそれを支援していくためにも重要な経験となった。この度は、貴重な機会を与えていただいた日本BPW連合会 平松昌子理事長、東京クラブ 林智意会長はじめお世話になったメンバーの皆様に感謝したい。



2019年度 協会主催研修会案内

※赤字は先月号よりの更新・変更です。

認定作業療法士取得研修 共通研修			
講座名	日程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員
管理運営⑥	2019年11月23日(土)～11月24日(日)	大阪：大阪市 新大阪丸ビル新館	45名
管理運営⑦	2019年11月30日(土)～12月1日(日)	東京：豊島区 日本リハビリテーション専門学校	45名
管理運営⑧	2019年12月21日(土)～12月22日(日)	大阪：大阪市 新大阪丸ビル新館	45名
教育法⑦	2019年12月7日(土)～12月8日(日)	広島：広島市 広島市南区民文化センター	45名
教育法⑧	2020年1月11日(土)～1月12日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	45名
研究法⑤	2019年12月14日(土)～12月15日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	40名

認定作業療法士取得研修 選択研修			
講座名	日程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員
身体障害の作業療法⑥ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2019年11月23日(土)～11月24日(日)	愛知：名古屋市 名古屋市中小企業振興会館	40名
身体障害の作業療法⑧ 急性期から在宅までの対象者への作業療法を考える	2020年1月18日(土)～1月19日(日)	福岡：福岡市 天神チクモビル小ホール	40名
発達障害の作業療法② 発達障害をもつ方のライフサイクルから作業療法を学ぶ	2019年11月30日(土)～12月1日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	30名

専門作業療法士取得研修				
基礎研修：受講要件はありません。臨床経験や認定取得状況に関わらず、入会后臨床1年目から受講可能です。				
講座名	日程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員	
高次脳機能障害	基礎Ⅲ	2019年11月23日(土)～11月24日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	40名
	基礎Ⅳ	2019年12月14日(土)～12月15日(日)	大阪：吹田市 JEC日本研修センター 江坂	40名
	応用Ⅰ	2020年2月15日(土)～2月16日(日)	大阪：大阪府内 調整中	20名
精神科急性期	応用Ⅰ	2019年11月9日(土)～11月10日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	20名
	(事例提供者の場合)			
	応用Ⅱ	2019年11月9日(土)～11月10日(日)		
摂食嚥下	(事例提供をしない方の場合)		大阪：大阪市 新大阪丸ビル新館	40名
	基礎Ⅳ	2019年11月9日(土)～11月10日(日)		
	応用Ⅳ	2020年1月18日(土)～1月19日(日)		
手外科	詳細は日本ハンドセラピー学会のホームページをご覧ください。			
特別支援教育	基礎Ⅱ-2	2019年11月23日(土)～11月24日(日)	大阪：大阪市 新大阪丸ビル新館	40名

認知症	基礎Ⅱ	2019年12月21日(土)～12月22日(日)	大阪：大阪府内 調整中	40名
	基礎Ⅳ	2020年2月1日(土)～2月2日(日)	大阪：大阪府内 調整中	40名
	応用Ⅰ	2020年1月26日(日)	大阪：大阪府内 調整中	40名
	応用Ⅸ	2020年1月25日(土)	大阪：大阪府内 調整中	40名
福祉用具	基礎Ⅰ	2020年1月25日(土)～1月26日(日)	大阪：大阪市 株式会社ウイズ	40名
	基礎Ⅱ	2020年3月7日(土)～3月8日(日)	東京：豊島区 日本リハビリテーション専門学校	40名
	応用Ⅰ	2019年11月16日(土)～11月17日(日)	東京：豊島区 日本リハビリテーション専門学校	20名
訪問作業療法	基礎Ⅴ	2019年11月30日(土)～12月1日(日)	東京：台東区 東京文具共和会館	40名
がん	基礎Ⅲ-2	2019年12月14日(土)～12月15日(日)	神奈川：横浜市 新横浜ホール	40名
就労支援	基礎Ⅲ	2019年11月16日(土)～11月17日(日)	大阪：大阪市 新大阪丸ビル新館	40名

作業療法重点課題研修

講座名	日 程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員
運転と地域での移動手段に関する研修会	2020年2月1日(土)～2月2日(日)	福岡：福岡市 国際医療福祉大学 福岡キャンパス2号館	80名
精神科にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた作業療法研修会	2019年12月21日(土)～12月22日(日)	静岡：静岡市 ふしみや会議室	60名
グローバル活動入門セミナー 海外で働く、学ぶ、生活する ～作業療法士が活躍できる海外の選択肢～	2019年11月10日(日)	大阪：池田市 箕面学園福祉保育専門学校 池田キャンパス	30名
グローバル活動セミナー 海外で働く、学ぶ、生活する ～作業療法士の国際協力・交流活動と障害者スポーツ～	2020年1月26日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	30名
生活行為向上マネジメント指導者研修	2020年2月29日(土)～3月1日(日)	兵庫：神戸市 甲南女子大学	40名

臨床実習指導者講習会

講座名	日 程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員
厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会(沖縄)	2019年12月21日(土)～12月22日(日)	沖縄：島尻郡 沖縄リハビリテーション福祉学院	100名
臨床実習指導者実践講習会	2020年2月15日(土)～2月16日(日)	神奈川：横浜市 横浜リハビリテーション専門学校	60名

がんのリハビリテーション研修会

講座名	日 程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員
がんのリハビリテーション研修会	詳細・申込み方法は後日協会ホームページに掲載いたします。	大阪：大阪市 森ノ宮医療大学	

認定作業療法士研修			
講座名	日 程(予定も含む)	開催地(予定も含む)	定員
認定作業療法士研修会 ～指導的職員・職場リーダー育成講座～	2020年2月29日(土)～3月1日(日)	東京：台東区 日本作業療法士協会事務局	40名

生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】

現職者選択研修						
講座名	日 程	主催県士会	会 場	参加費	定員	詳細・問合せ先
精神障害	2019年10月19日(土)	鳥取県	鳥取県立福祉人材研修センター	4,000円	100名	詳細は鳥取県作業療法士会ホームページに掲載いたします。
身体障害	2019年10月20日(日)	山形県	山形県立保健医療大学	4,000円	80名	詳細は山形県作業療法士会ホームページに掲載いたします。
身体障害	2019年10月20日(日)	茨城県	茨城県立医療大学	4,000円	60名	詳細は決まり次第、茨城県作業療法士会ホームページに掲載いたしますので、ご参照ください。
* 発達障害	2019年10月27日(日)	兵庫県	神戸市立地域人材支援センター ふたば学舎	4,000円	50名	詳細は兵庫県作業療法士会ホームページに掲載予定です。
老年期障害	2019年11月16日(土)	北海道	未定	4,000円	60名	詳細は北海道作業療法士会のホームページに掲載いたします。
精神障害	2019年11月10日(日)	大阪府	大阪医療福祉専門学校	4,000円	70名	詳細は大阪府作業療法士会ホームページに掲載予定です。
身体障害	2019年11月10日(日)	三重県	市立四日市病院	4,000円	50名	詳細は三重県作業療法士会ホームページを参照してください。
身体障害	2019年11月24日(日)	千葉県	国際医療福祉大学 成田キャンパス	4,000円	50名	詳細は決まり次第、千葉県作業療法士会ホームページに掲載いたしますのでご参照ください。
発達障害	2019年12月1日(日)	石川県	金沢こども医療福祉センター	4,000円	40名	詳細は決まり次第、石川県作業療法士会ホームページに掲載いたしますので、ご参照ください。
身体障害	2019年12月1日(日)	北海道	未定	4,000円	70名	詳細は北海道作業療法士会のホームページに掲載いたします。
* 精神障害	2019年12月1日(日) (変更)	茨城県	茨城県立医療大学	4,000円	100名	詳細は決定次第、茨城県作業療法士会ホームページに掲載予定です。
老年期障害	2019年12月8日(日)	奈良県	すみれホール (近鉄大和八木駅から徒歩5分)	4,000円	60名	詳細：(一社)奈良県作業療法士会ホームページ 問合せ先：秋津鴻池病院リハビリテーション部 木納(きのう)潤一 電話：0745-63-0601
* 身体障害	2019年12月8日(日)	熊本県	熊本機能病院(大ホール)	4,000円	100名	詳細は決まり次第後日熊本県作業療法士会ホームページに記載します。 問合せ先：水前寺とうや病院 川口 正 電話：096-384-2288
身体障害	2019年12月15日(日)	岡山県	川崎リハビリテーション学院	4,000円	100名	詳細は決まり次第、岡山県作業療法士会ホームページに掲載いたしますのでご参照ください。
老年期障害	2019年12月15日(日)	福島県	郡山健康科学専門学校	4,000円	80名	詳細は決まり次第、福島県作業療法士会ホームページに掲載いたします。
身体障害	2020年1月19日(日)	和歌山県	和歌山県JAビル	4,000円	60名	詳細・問い合わせ先：和歌山県作業療法士会ホームページをご参照ください。
老年期障害	2020年1月19日(日)	佐賀県	伊万里有田共立病院	4,000円	80名	詳細は佐賀県作業療法士会ホームページに掲載予定です。

*は新規掲載分です。

■ 詳細は、日本作業療法士協会のホームページをご覧ください。

■ 協会主催研修会の問い合わせ先 電話：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872 E-mail：ot-kenshu@jaot.or.jp

第53回 日本作業療法学会 福岡で開催 連盟 PR 活動で新入会 35 名

日本作業療法士連盟 事務局 米永 まち子

第53回日本作業療法学会が2019年9月6日～8日に福岡国際会議場と隣の福岡サンパレスにおいて開催されました。日本作業療法士連盟は国際会議場1階で、日本作業療法士協会事務局の隣でブースを構え、PR活動を行いました。

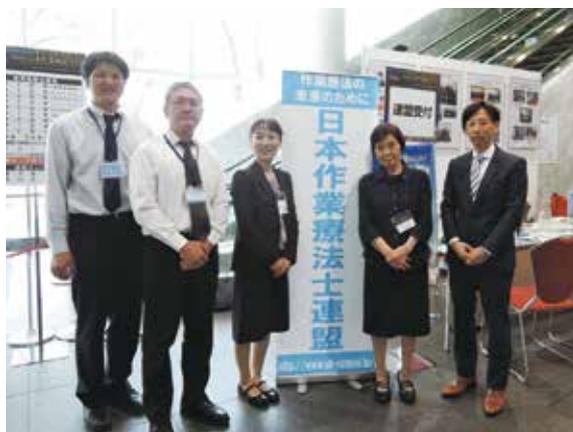
学会期間中に、応援に駆けつけた連盟の都道府県責任者や地方連盟役員の方々の声かけや力添えもあり、35名が連盟の新しい会員となりました。連盟の都道府県責任者や地方連盟の会長が顔見知りの療法士に直接、積極的に声かけしたことが功を奏しました。

また、今回は作業療法士で議員として活躍している6名をパネルで紹介しました。衆議院議員の堀越啓仁氏はじめ、北九州市議会議員の中村義雄氏、東京都議会議員の浦野智美氏・内野直樹氏、広島県福山市議会議員の大田祐介氏、東広島市議会議員の牛尾容子氏と、今回調査で意外と多くの作業療法士が政治の場で活躍されていることが分かりました。

議員の顔が見えることで皆さん政治を身近に実感されたようです。昨年の名古屋学会で、東広島市議会議員に立候補すると報告に来られた牛尾氏は有言実行で見事に当選され、今年も連盟ブースに立ち寄ってくださいました。

本年1月に奈良県に作業療法士連盟が立ち上がり、現在全国で11の都道府県作業療法士連盟が活動しています。今後さらにいくつかの地域で地方連盟設立の動きがあります。

私たちの身分を守り、職域を広げるには政治の力が必要です。政治は数の力で動きます。まだまだ人数が足りません。今回の35名の入会でやっと会員数が900名台に乗りました。何よりも大事なことは、連盟の趣旨に賛同して一緒に活動してくれる仲間が増えることです。新しい時代に、作業療法がさらに有効に活かされ、国民が安心して暮らせる社会にするため、日本作業療法士連盟に入会し、作業療法士の力を集結し一緒に活動しましょう。



連盟ブースで杉原連盟会長を囲んで



連盟ブース風景

お知らせ

2020年度日本作業療法士連盟総会の日時が2020年3月8日(日)に決まりました。場所は日本作業療法士協会10階研修室です。



今号で4回目となる障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会の連載記事を拝読すると、アスリートが参加する競技大会でも、レクリエーションとして行うスポーツでも、まだまだ作業療法士が支援する余地のある場面が多く存在すると感じました。本誌に掲載している連載記事の多くは、読者が記事をきっかけに行動にうつしてくれたら…という願いを込めて書かれています。「障害者スポーツに参加してみようかな」「地域に出てみようかな」と思う読者がいて、少しでも支援の輪が広がると編集作業に携わる私たちも嬉しく思います。

(機関誌編集委員会・編集スタッフ)

本誌に関するご意見、お問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

E-mail kikanshi@jaot.or.jp

■ 2018年度の確定組織率

64.9% (会員数 58,234 名 / 有資格者数 89,724 名*)

※ 2019年度は会員数がまだ確定していないため組織率の算定ができません。当協会の最新の組織率としては、理事会の承認を得て確定した2018年度の会員数に基づくこの数値をご利用ください。

■ 2019年9月1日現在の作業療法士

有資格者数 94,255 名*

会員数 61,698 名

社員数 210 名

認定作業療法士数 1,040 名

専門作業療法士数 (延べ人数) 112 名

■ 2019年度の養成校数等

養成校数 193 校 (202 課程)

入学定員 7,650 名

※ 有資格者数の数値は、過去の国家試験合格者数を単純に累計した数に、本会が把握し得た限りでの外国で取得した免許から日本国免許へ切り換えた者に加え、死亡退会者数 (230 名) を除いた数として示していますが、免許証の未登録、取り消し、本会が把握し得ない死亡その他の理由による消除の結果生じた減数分は算入されていません。

日本作業療法士協会誌 (毎月1回発行)

第91号 2019年10月15日発行

□ 広報部 機関誌編集委員会

委員長：香山 明美

委員：岡本 宏二、磯野 弘司、野崎 智仁、岡村 忠弘、米井 浩太郎、浅倉 恵子、山口 理貴

編集スタッフ：宮井 恵次、大胡 陽子、谷津 光宏

表紙デザイン：渡辺美知子デザイン室 / 制作・印刷：株式会社サンワ

発行所 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会 (TEL.03-5826-7871 FAX.03-5826-7872)

■ 協会ホームページアドレス <http://www.jaot.or.jp/>

□ 求人広告：1/4 頁 1 万 3 千円 (賛助会員は割引あり)

明日に、 つづく。

私たち作業療法士は、
少しずつ着実に
歩みを進めてきました。
社会の変化と
求められる役割に応じて
定義を見直し、
これからもさらなる
挑戦を続けます。

作業療法は、人々の健康と幸福を
促進するために、医療、保健、福祉、教育、
職業などの領域で行われる、
作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。
作業とは、対象となる人々にとって目的や
価値を持つ生活行為を指す。

作業療法は、
「人は作業を通して健康や幸福になる」という
基本理念と学術的根拠に基づいて行われる。

作業療法の対象となる人々とは、
身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への
不応により、日々の作業に困難が生じている、
またはそれが予測される人や集団を指す。

作業には、
日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊び、
対人交流、休養など、人が営む生活行為と、
それを行うのに必要な心身の活動が含まれる。

作業には、
人々ができるようになりたいこと、できる必要が
あること、できることが期待されていることなど、
個別的な目的や価値が含まれる。

作業に焦点を当てた実践には、
心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する
手段としての作業の利用と、その作業自体を練習し、
できるようにしていくという目的としての
作業の利用、およびこれらを達成するための環境への
働きかけが含まれる。





JAPAN 一般社団法人
日本作業療法士協会

2019年10月15日発行 第91号